

- に属する事務
- 二 中小企業者の事業の産業別及び業種別の振興に関する事務
- 三 中小企業者の組織に関する事務
- 四 中小企業者の事業経営の近代化に関する事務
- 五 前各号に掲げるもののほか、中小企業者の事業の助成及び振興に関する事務
(中小企業省の権限)
- 第六条 中小企業省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する。ただし、その権限の行使は、法律(これに基づく命令を含む)に従つてなされなければならない。
- 一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
- 二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。
- 三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。
- 四 所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。
- 五 不用財産を処分すること。
- 六 職員の任免及び賞罰を行ない、その他職員の人事を管理すること。
- 七 職員の厚生及び保健のため必要な施設を設置し、及び管理すること。
- 八 職員に貸与する宿舎を設置し、及び管理すること。
- 九 所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、頒布し、又は刊行すること。
- 十 所掌事務の監察を行ない、法令の定めとこうに従い、必要な措置をとること。
- 十一 所掌事務の周知宣伝を行なうこと。
- 十二 中小企業省の公印を制定すること。
- 十三 所掌事務に係る公益法人その他の団体につき、許可若しくは認可を与え、又はその許可若しくは認可を取り消すこと。
- 十四 所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務

- 十五 中小企業者の事業の育成及び発展を図るために基本となる方策を企画立案すること。
- 十六 中小企業者の事業の育成及び発展並びにその経営の向上に必要な事項についての情報を収集し、分析し、及び提供すること。
- 十七 中小企業者に対する金融制度、税制その他の中小企業者に関する経済問題に關し調査研究すること。
- 十八 中小企業者の事業の産業別及び業種別の振興に関する事務。
- 十九 中小企業者に対する資金の融通をあつせんすること。
- 二十 中小企業者及びその従業員並びに中小企業等協同組合及び中小企業団体中央会の職員の福利厚生に関する事務。
- 二十一 中小企業者が海外において行なう経営協力をその他の事業活動についての指導及び助成を行なうこと。
- 二十二 中小企業者の事業分野の確保に関する事務。
- 二十三 中小企業者に対する官公需の確保に関する事務。
- 二十四 中小企業信用保険に関する事務。
- 二十五 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)による中小企業退職金共済事業に関する事務。
- 二十六 小規模企業共済法(昭和四十年法律第二百二号)による小規模企業共済事業に関する事務。
- 二十七 商工会の組織等に関する法律(昭和三十五年法律第八十九号)の施行に関する事務。
- 二十八 商工組合中央金庫に関する事務。
- 二十九 国民金融公庫に関する事務。
- 三十 中小企業金融公庫に関する事務。
- 三十一 中小企業信用保険公庫に関する事務。
- 三十二 信用保証協会に関する事務。
- 三十三 中小企業投資育成株式会社に関する事務

- 三十四 中小企業者の組織化についての指導及び助成を行なうこと。
- 三十五 中小企業者の組織活動の指導者の養成及びこれに対する助成を行なうこと。
- 三十六 中小企業等協同組合及び中小企業団体中央会の職員の指導訓練に関する事務。
- 三十七 中小企業組織法の施行に関する事務。
- 三十八 中小企業者の事業の経営状況の調査及び診断並びにこれらに基づく必要な勧告を行うこと。
- 三十九 中小企業者の事業に有益な技術及び経営方法の奨励及び指導を行なうこと。
- 四十 中小企業の近代化の促進に関する事務。
- 四十一 中小企業者の事業の設備の近代化のための助成を行なうこと。
- 四十二 中小企業者の工場等の集團化のための助成を行なうこと。
- 四十三 中小企業者の生産に係る製品又はその製法等の展示会を開くこと。
- 四十四 中小企業センターの設置の奨励及びその助成を行なうこと。
- 四五 中小企業者の科学技術の向上に寄与する試験研究機関に対し、助成を行ない、及び協力を求める事。
- 四十六 中小企業者の生産に係る特産品の向上発展のための指導及び助成を行なうこと。
- 四十七 中小企業者の生産に係る商品の輸出の奨励及び指導を行なうこと。
- 四十八 中小企業者が生産した商品の輸出の大を図るための海外市場調査、市場開拓及び普及宣伝の指導及び助成を行なうこと。
- 四十九 製造業者又は卸売業者と小売業を行なう中小企業者との間の事業分野の調整に関する事務。
- 五十 小売業を行なう中小企業者相互間の競争の調整に関する事務。
- 五一 割賦販売法(昭和三十六年法律第二百五十九号)の施行に関する事務。

- 五十二 中小企業者と大規模の事業者等との間の生じた紛争につき、あつせんし、調停し、又は裁定すること。
- 五十三 前各号に掲げるもののほか、法律(これに基づく命令を含む)に基づき中小企業省に属せられた権限。
- 五十四 前各号に掲げるもののほか、法律(これに基づく命令を含む)に基づき中小企業省に属せられた権限。
- 五十五 中小企業者の事業に係る公需の所掌事務に關する事務。
- 五十六 中小企業省は、中小企業者の事業に關係がある事項に關し、関係行政機関に對し報告又は資料の提出その他必要な協力を求め、かつ、関係行政機関に對し意見を述べることができる。
- 第二章 本省
- 第一節 内部部局
- 第五条 本省に、大臣官房及び次の四局を置く。
- 2 大臣官房に、調査統計部を置く。
(内部部局)
- 第六条 大臣官房に、官房長を置く。
- 2 官房長は、命を受けて大臣官房の事務を掌理する。
- 第七条 大臣官房においては、中小企業省の所掌事務に關し、次の事務をつかさどる。
- 一 機密に關すること。
- 二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。
- 三 大臣の官印及び省印を管守すること。
- 四 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。
- 五 経費及び收入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に關すること。
- 六 行政財産及び物品を管理すること。
- 七 職員の衛生、医療その他福利厚生に關すること。
- 八 広報に關すること。
- 九 行政の考査を行なうこと。
- 十 法令案の審査その他総合調整及び企画に關すること。

すること。

十一 調査一般に関すること。

十二 図書及び資料の収集、保管、編集及び刊行を行なうこと（第十三号に掲げるものを除く）。

十三 中小企業者の事業に関する統計につき、企画、普及、資料の収集、保管、製表、解析及び編集を行なうこと。

十四 所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する企画、普及、資料の収集、保管、製表、解析及び編集を行なうこと。

十五 中小企業者の事業に關係がある事項に關し他の行政機関に協力を求め、及び意見を述べること。

十六 中小企業審議会の庶務に関する事務。

十七 前各号に掲げるもののほか、中小企業省の所掌事務で他局及び他の機関の所掌に屬しない事務に関する事務。

二 調査統計部においては、前項第十三号に掲げる事務をつかさどる。
（振興局の事務）

第八条 振興局においては、次の事務（商業局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 中小企業者の事業の育成及び発展を図るために必要な方策の企画立案に関する事務。

二 中小企業者の事業の育成及び発展並びにその経営の向上に必要な事項についての情報を収集し、分析し、及び提供すること。

三 中小企業者に対する金融制度及び税制に関する事務。

四 中小企業者に關係がある経済問題に関する調査研究すること。

五 中小企業者の事業の産業別及び業種別の振興に関する事務。

六 中小企業者に対する資金の融通をあつせんすること。

七 中小企業者及びその従業員並びに中小企業等協同組合及び中小企業団体中央会の職員の福利厚生に関する事務。

八 中小企業者が海外において行なう経済協力その他の事業活動についての指導及び助成に関すること。

九 中小企業者の事業分野の確保に関すること。

十 中小企業者に対する官公需の確保に関すること。

十一 中小企業信用保険に関する事務。

十二 中小企業退職金共済法による中小企業退職金共済事業に関する事務。

十三 小規模企業共済法による小規模企業共済事業に関する事務。

十四 商工会の組織等に関する法律の施行に関する事務。

十五 工商組合中央金庫に関する事務。

十六 国民金融公庫に関する事務。

十七 中小企業金融公庫に関する事務。

十八 中小企業信用保険公庫に関する事務。

十九 信用保証協会に関する事務。

二十 中小企業投資育成株式会社に関する事務。

（組合局の事務）

第九条 組合局においては、次の事務をつかさどる。

一 中小企業者の組織化についての指導及び助成に関する事務。

二 中小企業者の組織活動の指導者の養成及びこれに対する助成に関する事務。

三 中小企業等協同組合及び中小企業団体中央会の職員の指導訓練に関する事務。

四 中小企業法の規定による中小企業等協同組合の設立の認可に関する事務。

五 中小企業組織法の規定による中小企業団体の設立の認可に関する事務。

六 中小企業組織法の規定による調整規程及び団体協約の認可に関する事務。

七 中小企業組織法の規定による事業活動の規制に関する命令等に関する事務。

八 第四号から前号までに掲げるもののほか、等協同組合及び中小企業団体中央会の職員の福利厚生に関する事務。

中小企業組織法の施行に関する事務。

（経営指導局の事務）

第十条 経営指導局においては、次の事務（商業局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 中小企業者の事業の經營状況の調査及び診断並びにこれらに基づく必要な勧告に関する事務。

二 中小企業者の事業に有益な技術の奨励及び指導に関する事務。

三 中小企業者の事業に有益な經營方法の奨励及び指導に関する事務。

四 中小企業の近代化の促進に関する事務。

五 中小企業者の事業の設備の近代化のための助成に関する事務。

六 中小企業者の工場等の集團化のための助成に関する事務。

七 中小企業者の生産に係る製品又はその製法等の展示紹介に関する事務。

八 中小企業センターの設置の奨励及びその助成に関する事務。

九 中小企業者の事業に有益な技術の向上発展のための試験研究に関する事務。

十 中小企業者の生産に係る特産品の向上発展のための指導及び助成に関する事務。

十一 製造業者又は卸売業者と小売業を行なう中小企業者との間の事業分野の調整に関する事務。

十二 小売業を行なう中小企業者相互間の競争の調整に関する事務。

十三 割賦販売法の施行に関する事務。

十四 前各号に掲げるもののほか、商業及びサービス業を行なう中小企業者の指導及び助成に関する事務。

（商業局の事務）

第十一条 商業局においては、次の事務をつかさどる。

一 中小企業者の行なう商業及びサービス業の育成及び発展並びにその経営の向上に必要な事項についての情報の収集、分析し、及び提供すること。

二 中小企業者の行なう商業及びサービス業の企画立案に関する事務。

三 中小企業者の行なう商業及びサービス業の企画立案に関する事務。

四 中小企業組織法の規定による中小企業等協同組合の設立の認可に関する事務。

五 中小企業組織法の規定による中小企業団体中央会の設立の認可に関する事務。

六 中小企業組織法の規定による調整規程及び団体協約の認可に関する事務。

七 商業及びサービス業を行なう中小企業者に対する資金の融通をあつせんすること。

八 商業及びサービス業を行なう中小企業者に対する資金の融通をあつせんすること。

五 中小企業者の行なう商業及びサービス業の事業の經營状況の調査及び診断並びにこれらに基づく必要な勧告に関する事務。

六 中小企業者の行なう商業及びサービス業の近代化の促進に関する事務。

七 中小企業者の行なう商業及びサービス業の設備の近代化のための助成に関する事務。

八 中小企業者の行なう商業及びサービス業の宣伝の指導及び助成に関する事務。

九 中小企業者の行なう商業及びサービス業の輸出の奨励及び指導に関する事務。

十 中小企業者が生産した商品の輸出の増大を図るために海外市場調査、市場開拓及び普及宣伝の指導及び助成に関する事務。

十一 製造業者又は卸売業者と小売業を行なう中小企業者との間の事業分野の調整に関する事務。

十二 小売業を行なう中小企業者相互間の競争の調整に関する事務。

十三 割賦販売法の施行に関する事務。

十四 前各号に掲げるもののほか、商業及びサービス業を行なう中小企業者の指導及び助成に関する事務。

（第二節 地方支分部局）

第十二条 本省に、地方支分部局として、中小企業局を置く。

（所掌事務）

第十三条 中小企業局は、本省の所掌事務の一部を分掌する。

（名称、位置及び管轄区域）

第十四条 中小企業局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
札幌中小企 業局	札幌市	北海道
仙 台 中 小企 业局	仙 台 市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

業局	東京中小企	東京都、茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県
業局	名古屋中小企	名古屋市、岐阜県、富山县、石川県、福井県、三重県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县
業局	大阪中小企	大阪市、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县
業局	広島中小企	広島市、島根県、岡山県、広島県、山口県
業局	四国中小企	高松市、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
福岡中小企	福岡市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
業局		

秘書官の定員を除き、次のとおりとする。

	區	分	定	員
合計	本省 中央中小企業調整委員會	七〇〇人 五〇人		
		七五〇人		

第十五条 中小企業局に、次の四部を置く。ただし、必要に応じて中小企業大臣の定めるところ

吉の発音源を尋ねるとかく、下記の
振興部

經營指導部

2 前項に定めるもののほか、中小企業局の内部

第三章 外局

第十六条 国家行政組織法第三条第二項の規定に

小企業調整委員会とする。

第十七条 中央中小企業調整委員会の組織、所掌

二三九

（職員）

無懲戒その他人事管理に関する事項について

は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十一号）の定めるところによる。

第十九条 中小企業省の國家行政組織法第十九条
第一項の定員は、中小企業大臣、政務次官及び

区	分	定員
本省	中央中小企業調整委員会	七〇〇人
合	計	七五〇人
	附則	

秘書官の定員を除き、次のとおりとする。

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行に関する必要な事項及び関係法律の整理は、別に法律で定める。

理由

中小企業者に対する施策を積極的に推進するため、中小企業省を新設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約百五十億円の見込みである。

○木村委員長 提出者より趣旨の説明を求めます。中村重光君。

○中村(重)議員 提出者を代表いたしまして、ただいま議題となりました中小企業省設置法案の提案理由を御説明いたします。

中小企業省を設置し、中小企業大臣のもとに、抜本的、強力な政策が実施されることは、全国中小企業者が、長年にわたり切実に待望してまいりましたところであります。

現在の中小企業庁は、その機構がきわめて貧弱であるだけでなく、大企業の代弁機関と化した通商産業省に完全に隸属しておるのです。そのため、従来、中小企業庁が、中小企業者の与望をになって、せつかくよい施策を立案し、あるいは適切妥当な予算を要求いたしましても、大企業の立場から、あるいは通商産業省全体のワク内において、事前に葬られてきたのであります。

これが本法律案を提出する理由であります。

次に、その内容の概要を御説明いたします。

まず第一に、本法律案は、中小企業省の所掌事務の範囲、権限を明確にし、あわせてその組織を定めるものであります。

第二に中小企業省の任務といたしましては、中小企業者の組織、経営近代化、振興及び助成に関する行政事務や、基本政策の樹立に関する事務等を一體的に遂行する責任を負うものであります。

第三に、中小企業者の具体的な権限といたしましては、収入、支出に関する事務、職員の人事管理等、通常の所掌事務の遂行に必要な権限のほか、事業分野の確保、設備近代化の助成、組織の指導助成等があります。さらにまた中小企業関係機関に関し必要な権限を有することといたしておるのであります。このため、たとえば、従来中小企業庁の所管の外にありました中小企業退職金共済事業や国民金融公庫に関することも、中小企業省の権限事項ととなるわけであります。

第四は、中小企業省の機構についてであります。

まず本省には、中小企業大臣のもとに、大臣官房及び振興、組合、経営指導、商業の四局を設置

し、大臣官房には調査統計部を設けることとした
ところです。

当して、本省の所掌事務の一部を分掌せしめることにいたしております。

業者等との間ににおける総合調整をしめる機関として、中小企業調整委員会を設置しているのであります。

以上が本法律案の提案理由並びに内容の概要であります。

○木村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。ことを切望いたします。

卷之三

に対する財政措置その他の援助に関する臨時措置法案を議題といたします。

沖縄に対する財政措置その他の援助に関する 議案

沖縄に対する財政措置その他の援助に関する臨時措置法

(目的)
第一条 この法律は、沖縄に対する施政権が返還

されるまでの間、沖縄が置かれている地位の特殊性にかんがみ、琉球政府に対し、財政措置その他の援助、等々、（中略）、（中略）

住民の福祉の増進に寄与するとともに、沖縄の経済の発展に資することを目的とする。

業に相当する事務又は事業に対する財政措置)
第二条 政府は、別表第一に掲げる法律の規定に基づき國の責任において行なうべきこととされ

第二条 政府は、別表第一に掲げる法律の規定に基づき國の責任において行なうべきこととされ

ている事務又は事業に相当する事務又は事業で政令で定めるものを琉球政府が行なつており、又は行なおうとする場合においては、琉球政府に対し、その申出がある場合には、予算の範囲内において、琉球政府が支出する費用の全部又は一部を交付するものとする。

(別表第二に掲げる法律による地方公共団体等の事務又は事業に相当する事務又は事業に対する財政措置)

第三条 政府は、次の各号の一に該当する場合においては、琉球政府に対し、その申出がある場合には、予算の範囲内において、琉球政府が支出する費用の全部又は一部を交付するものとす

る。

一 別表第二に掲げる法律の規定に基づき国がその費用の全部又は一部を負担し、又は補助することができる事務又は事業で政令で定める

うとに相当する事務又は事業で政令で定めるもの(以下この条において「援助対象事業等」という。)を琉球政府が行なつており、又は行なおうとする場合

二 琉球政府がその費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとなる援助対象事業等を沖縄における市町村その他の者が行なつており、又は行なおうとする場合

三 前項の規定により琉球政府に対し交付する援助対象事業等との金額は、次の各号に定める金額の範囲内の金額とする。ただし、その額は、当該援助対象事業等につき琉球政府が支出する費用の額を限度とする。

一 前項第一号において同じの規定に基づき國が負担し、又は補助する割合と同一の割合を乗じて得た額に相当する金額

二 前項第二号の場合にあつては、援助対象事業等につき琉球政府が支出する費用に、当該援助対象事業等に相当する補助事業等につき別表第二に掲げる法律(これに基づく命令を含む。以下次号において同じ。)の規定に基づき國が負担し、又は補助する割合と同一の割合を乗じて得た額に相当する金額

二 前項第二号の場合にあつては、援助対象事

業等につき沖縄における市町村その他の者が支出する費用に、当該援助対象事業等に相当する補助事業等につき別表第二に掲げる法律の規定に基づき國が負担し、又は補助する割合と同一の割合を乗じて得た額に相当する金額

3 政府は、特に必要があると認める場合には、援助対象事業等で政令で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び

第二号の割合は、奄美群島振興特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)別表に規定する

国が負担又は補助の割合と同一の割合によるものとされることがある。

第四条 政府は、次の各号の一に該当する場合には、予算の範囲内において、琉球政府が支出する費用の全部又は一部を交付するものとする。

(別表第三に掲げる法律による地方公共団体等の事務又は事業に相当する事務又は事業に対する財政措置)

第五条 政府は、次の各号の一に該当する場合には、予算の範囲内において、琉球政府が支出する費用の全部又は一部を交付するものとする。

(別表第三に掲げる法律の規定に基づき國が

その費用の全部又は一部を負担し、又は補助することができる事務又は事業で政令で定める

うとに相当する事務又は事業で政令で定めるもの(以下この条において「援助対象事業等」という。)を琉球政府が行なつており、又は行

なおうとする場合

二 琉球政府がその費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとなる援助対象事業等を沖縄における市町村その他の者が行なつており、又は行なおうとする場合

三 前項の規定により琉球政府に対し交付する援助対象事業等との金額は、次の各号に定める金額の範囲内の金額とする。ただし、その額は、当該援助対象事業等につき琉球政府が支出する費用の額を限度とする。

一 前項第一号の場合は、援助対象事業

業等につき琉球政府が支出する費用に、当該援助対象事業等に相当する補助事業等につき別表第二に掲げる法律(これに基づく命令を含む。以下次号において同じ。)の規定に基づき國が負担し、又は補助する割合と同一の割合を乗じて得た額に相当する金額

二 前項第二号の場合にあつては、援助対象事

(資料の提供等)

第六条 政府は、琉球政府に対し、その申出がある場合には、資料の提供、助言、職員の派遣その他必要な援助を行なうものとする。

第七条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のための手続その他その施行に関する必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、昭和四十二年四月一日から施行する。

別表第一

一 教育に関するもの

(1) 国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号。第二章に係るものに限る。)

(2) 義務教育詔学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十八年法律第一百八十二号)

二 公衆衛生に関するもの

(1) 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第一百三十八号)

(2) 重度精神薄弱児扶養手当法(昭和三十九年法律第一百三十四号)

三 社会保障に関するもの

(1) 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第一百三十八号)

(2) 重度精神薄弱児扶養手当法(昭和三十九年法律第一百三十四号)

四 労働に関するもの

(1) 職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号。第二十九条に限る。)

(2) 職業訓練法(昭和三十三年法律第百三十三号。第十二条第二項に限る。)

別表第二

一 教育に関するもの

(1) 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。第二百四条第二項に限る。)

(2) 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)

(3) 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三百三号)

(4) 学校図書館法(昭和二十八年法律第百八十五号)

(5) 理科教育振興法(昭和二十八年法律第一百八十六号)

(6) 高等学校の定期制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百二十八号)

(7) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和二十八年法律第二百四十七号。第三条に限る。)

(8) 公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法(昭和二十八年法律第二百四十八号。第三条に限る。)

(9) へき地教育振興法(昭和二十九年法律第一百四十三号)

(10) 實学校、蠶学校及び養護学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第一百四十四号)

(11) 学校給食法(昭和二十九年法律第一百六十一号)

(12) 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和三十一年法律第四十号)

(13) 公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第一百五十二号)

(14) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第一百四十三号)

(15) 学校保健法(昭和三十三年法律第五十六号)

(16) 義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号。第三条に限る。)

(17) 日本学校安全会法(昭和三十四年法律第一百九十八号。第三十五条第二項に限る。)

(18) スポーツ振興法(昭和三十六年法律第一百四十一号。第二十条第一項に限る。)

二 公衆衛生に関するもの

(1) 伝染病予防法（明治三十年法律第三十号）	(9) 日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）	(10) 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十九号。第四十六条、第二百九十五条及び第二百五十五号）	(11) 國民健康保険法（昭和三十三年法律第一百九十二条。第六十九条、第七十条、第七十二条、第七十三条及び第七十四条に限る。）	(12) 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百三十三号。第十九条に限る。）	(13) 渟船損害補償法（昭和二十七年法律第二百二十八号）	(14) 主要農作物種子法（昭和二十七年法律第一百三十一号）	(15) 農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）	(16) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十一年法律第三百三十六号）	(17) 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）	(18) 農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第二百二号）	(19) 奥地等産業開発道路整備臨時措置法（昭和三十九年法律第一百十五号）	(20) 道路整備緊急措置法（昭和三十三年法律第三十四号）
(2) 「トランクーム」予防法（大正八年法律第二十七号）	(3) 寄生虫病予防法（昭和六年法律第五十九号）	(4) 保健所法（昭和二十一年法律第一百一号）	(5) 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）	(6) 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）	(7) 優生保護法（昭和二十三年法律第一百五十六号）	(8) 性病予防法（昭和二十三年法律第一百七十七条）	(9) 精神衛生法（昭和二十五年法律第一百五十九号）	(10) 結核予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）	(11) 栄養改善法（昭和二十七年法律第二百四十八号）	(12) 清掃法（昭和二十九年法律第七十一号）	(13) 水道法（昭和三十二年法律第一百七十七号）	(14) 中央卸売市場法（大正十二年法律第二十二号）
(6) 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第一百六百八十三号）	(7) 生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）	(8) 家畜保健衛生所法（昭和二十五年法律第一百八号）	(9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十四年法律第一百四号）	(10) 漁港法（昭和二十五年法律第一百三十七号）	(11) 砂防法（明治三十年法律第二十九号）	(12) 道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）	(13) 教育に関するもの	(14) 放送法（昭和二十五年法律第一百三十二号）	(15) 河川法（昭和三十九年法律第一百六十七号）	(16) 河川法施行法（昭和三十九年法律第一百六十八号）	(17) 土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百四十九号）	(18) 道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）
(8) 公営住宅法（昭和二十六年法律第一百九号）	(9) 公営住宅法（昭和二十六年法律第一百九号）	(10) 植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）	(11) 国土調査法（昭和二十六年法律第一百八号）	(12) 社会教育法（昭和二十四年法律第二百八十七号）	(13) 消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）	(14) 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）	(15) 都市公園法（昭和三十一年法律第一百一十九号）	(16) 海岸法（昭和三十一年法律第一百一十九号）	(17) 防災建築街区造成法（昭和三十六年法律第一百十号）	(18) 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）	(19) 奥地等産業開発道路整備臨時措置法（昭和三十九年法律第一百十五号）	(20) 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）
(4) 港湾法（昭和二十五年法律第一百一十八号）	(5) 家畜保健衛生所法（昭和二十五年法律第一百二十二号）	(6) 農業改良助長法（昭和二十三年法律第一百八十五号）	(7) 農業災害補償法（昭和二十二年法律第一百八十五号）	(8) 農業改良助長法（昭和二十三年法律第一百八十五号）	(9) 農業災害補償法（昭和二十二年法律第一百八十五号）	(10) 職業訓練法（第三十四条第一項に限る。）	(11) 職業安定法（第五十五条の二（第二十一条に係るものに限る。）に限る。）	(12) 職業安定法（第五十五条の二（第二十一条に係るものに限る。）に限る。）	(13) 職業訓練法（第三十四条第一項に限る。）	(14) 職業訓練法（第三十四条第一項に限る。）	(15) 河川法（昭和三十九年法律第一百六十七号）	(16) 河川法（昭和三十九年法律第一百六十七号）
(1) 保健所法（昭和二十一年法律第一百一号）	(2) 保健所法（昭和二十一年法律第一百一号）	(3) 公益質屋法（昭和二年法律第三十五号）	(4) 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。第五十八条に限る。）	(5) 公益質屋法（昭和二年法律第三十五号）	(6) 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。第五十八条に限る。）	(7) 土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号。第九十条に限る。）	(8) 紫外線法（昭和二十四年法律第一百九十五号。第九十条に限る。）	(9) 紫外線法（昭和二十四年法律第一百九十五号。第九十条に限る。）	(10) 紫外線法（昭和二十四年法律第一百九十五号。第九十条に限る。）	(11) 紫外線法（昭和二十四年法律第一百九十五号。第九十条に限る。）	(12) 紫外線法（昭和二十四年法律第一百九十五号。第九十条に限る。）	(13) 紫外線法（昭和二十四年法律第一百九十五号。第九十条に限る。）
(5) 児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）	(6) 児童福祉法（昭和二十四年法律第一百六百八十三号）	(7) 家畜保健衛生所法（昭和二十四年法律第一百八号）	(8) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十四年法律第一百四号）	(9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十四年法律第一百四号）	(10) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十四年法律第一百四号）	(11) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十四年法律第一百四号）	(12) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十四年法律第一百四号）	(13) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十四年法律第一百四号）	(14) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十四年法律第一百四号）	(15) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十四年法律第一百四号）	(16) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十四年法律第一百四号）	
(4) 港湾法（昭和二十五年法律第一百一十八号）	(5) 港湾法（昭和二十五年法律第一百一十九号）	(6) 港湾勞働法（昭和四十年法律第一百二十号）	(7) 港湾勞働法（昭和四十年法律第一百二十号）	(8) 港湾勞働法（昭和四十年法律第一百二十号）	(9) 港湾勞働法（昭和四十年法律第一百二十号）	(10) 港湾勞働法（昭和四十年法律第一百二十号）	(11) 港湾勞働法（昭和四十年法律第一百二十号）	(12) 港湾勞働法（昭和四十年法律第一百二十号）	(13) 港湾勞働法（昭和四十年法律第一百二十号）	(14) 港湾勞働法（昭和四十年法律第一百二十号）	(15) 港湾勞働法（昭和四十年法律第一百二十号）	(16) 港湾勞働法（昭和四十年法律第一百二十号）
(1) 文化財保護法（第三十五条、第五十六号）	(2) 文化財保護法（第三十五条、第五十六号）	(3) 文化財保護法（第三十五条、第五十六号）	(4) 文化財保護法（第三十五条、第五十六号）	(5) 文化財保護法（第三十五条、第五十六号）	(6) 文化財保護法（第三十五条、第五十六号）	(7) 文化財保護法（第三十五条、第五十六号）	(8) 文化財保護法（第三十五条、第五十六号）	(9) 文化財保護法（第三十五条、第五十六号）	(10) 文化財保護法（第三十五条、第五十六号）	(11) 文化財保護法（第三十五条、第五十六号）	(12) 文化財保護法（第三十五条、第五十六号）	(13) 文化財保護法（第三十五条、第五十六号）

別表第三

(4) 中小企業指導法（昭和三十八年法律第十五年法律第八十九号）

六 労働に関するもの
百四十七号)

(1) 労働者災害補償保険法（昭和二十一年法律第五十号）

(2) 失業保険法（第二十八条第四項に限る。）

(3) 職業訓練法（第三十四条第二項に限る。）

(4) 身体障害者雇用促進法（昭和三十五年法律第二百二十三号）

(5) 労働災害防止団体等に関する法律（昭和三十九年法律第二百十八号）

七 その他のもの

(1) 國土調査法（第九条に限る。）

(2) 離島航路整備法（昭和二十七年法律第二百二十六号）

(3) 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）

(4) 消防団員等公務災害補償等共済基金法（昭和三十一年法律第七号）

理由
沖縄における住民の福祉の増進に寄与し、経済の発展に資するため、沖縄に対する施政権が返還されるまでの間、琉球政府に対し、財政措置その他援助を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

戦後二十年余、百万人同胞が、依然として北緯二十七度線を境にして、本土と分断され、他民族の支配下に苦しい生活を続いていることをわれわれは夢寐にも忘れてはならないのであります。

沖縄は、二十数万の人々が生命を失い、しかも健児の著、ひめゆりの塔に見られるごとく、けなげな中学生、女学生が祖国のために若い生涯をさげているのであります。

彼等の祖国、母なる国は、その後一体沖縄に対するいかなることをなしたでありますか。

平和条約第三条により、沖縄を「合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されたるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。」と規定し、沖縄住民の意思を何ら聞くことなくアメリカの施政権のもとに置くことに定めたのであります。

その後、わが国は国際連合に加盟いたしました。国連憲章第七十八条は、「国際連合加盟国との間の関係は、主権平等の原則の尊重を基礎とするから、信託統治制度は、加盟国となつた地域には適用しない」と規定しています。ゆえに、わが国が国際連合に加盟した以上、信託統治を前提とする平和条約第三条は国連憲章違反としてその効力を失つたものと、われわれは解しているのであります。

ケネディ大統領は、一九六二年二月、沖縄は日本に復帰することを待望すると声明し、同年八月八日当時の陸軍次官エールス及び國務次官補ロバートは、下院において、八年前から信託統治に置く意思はなかつたと聲明し、国際連合に対し、信託統治制度のもとに置くことを提案する意思のないことを明白にしているのであって、アメリカの沖縄占有を合法化する国際法的根拠は全く失われていると思うのであります。しかるに、アメリカは沖縄をアジア戦略の重要なかなめとして基地化し、核武装化しており、沖縄はベトナム戦争の

でない段階であります。特に自衛隊が違憲の存 在であつて、われわれはこれを認める事はでき ない。その立場は変わらない。もう自衛隊があ らやむを得ない、あるものは一応認めて、そし てどうするかというような態度ではないことだけ は、ひとつこの際明白にしたいと思うわけです。 そこで、今度の三次防計画を見るに及んで、ます ます自衛隊の違憲の内容が明白になつたとい うことを指摘せざるを得ないわけです。そこで、 以下そういう立場から、私は数点について問題を 明白にしてまいりたい、このように考へるわけで す。

まず、国の安全保障という問題を取り扱うとき に、われわれは、単に国の安全保障という問題を 軍事的な観点にしづつて問題を処理しようとい う

いまの佐藤内閣の政策に対し、非常に批判を 持っております。そういった狭い軍事的な対応の しかたではなくて、もう少し外交の面からのいわ ゆる平和的な対話の方法があるのではないかとい う立場から、批判をしてまいりました。それ では二次防にもありますように、脅威の実態とい うことなどが非常に問題になるうかと思ひます。そ で私は、この際、直接侵略と間接侵略に分けて、 脅威の実態は何なのか、またその可能性はありや ないや、それをまず冒頭お伺いをしておきたいと 思います。

○松野国務大臣 今日、具体的に直接侵略の脅 威、間接侵略の脅威というのは、現状の国防、現 状の自衛隊の嚴守している今日の時点において、 直接具体的な侵略というものが現実に起るとい う不幸な事態は、いまのところはないであろう、 また、あつてはならない、こういう抽象的な話で すけれども、実態というものを直ちにここで示せ といふような具体的なものとしては、今日は幸い わが国は安全で平和であると私は思つております。

○橋崎委員 長官は今度の国会で、特に参議院段 階で、中国の水爆核実験が行なわれたという事態 を前にして、これは脅威であるから万全の対策を

とりたいという答弁をなさつたのであります。ま た、佐藤総理も、脅威であることには間違いない という答弁をされました。そうすると、具体的に は、あなた方は、中国の核実験を脅威の実態であ ると思っておられるのではないですか。具体的に はどうなのです。

○松野国務大臣 直接侵略、間接侵略という具 体的な対象において、今日幸い日本は危険であると いう、そういう実態という感じは、私は持つてお りません。先般、参議院でお話ししましたよう に、中共の核実験というのをやはりこれは兵器 的、ある場合においては攻撃的兵器の開発、そ うふうな軍備の拡充というのが、諸外国、近隣 諸国に起こるということは、脅威であるというこ とであります。

○橋崎委員 長官は、どうも答弁がスマート過ぎ て、核心をはずすのがおじょうずなようですが、 中國が核実験したこと、そのことは脅威ではない のでしょ、どうしてでしょうか。(脅威だ)と 呼ぶ者あり)では、アメリカも核水爆持つておる んですよ。持つておることだけが脅威になるので すか。(なりますよ)と呼ぶ者あり)では、アメ リカのいまの核の状態は、日本にとって脅威にな るのですか、どうですか。

○松野国務大臣 世界じゅう、これは一つの通俗 的といいますが、一般的ですが、核開発、核兵器 というものを各國で持つということは、あるいは これの開發を進めるということは、それは世界 じゅうの人類において必ずしも好ましいことでは ない。したがつて、核拡散防止ということが叫ば れておられます。そういうときに、新たに一ヵ国、 ことにアジアにおける一ヵ国が核開発に着手する ということについては、これは大きな影響と脅威 を持つと私は思ひます。

○橋崎委員 長官は、核があるから脅威だとい うような単純な考え方では、もちろんないと思いま す。与党の人はそうかもしれない。問題は、たと えば核なら核というものが、原水爆兵器というも のがあるだけでは、脅威にはならない。それに政

治的ないろいろなプラスアルファが加わつて、初 めてそれは脅威の可能性なりなつてくるわけで す。そういうことですか。

○松野国務大臣 核兵器の開発という、新たに国 がでてくるということも、やはり核拡散防止と いう方向からいいうならば、これは非常に脅威的な 考えだと私は思ひます。ことに日本のようなア ジアにおいて、いままでは一ヵ国もなかつたアジ アにおいて、核兵器開発が真剣に行なわれて、そ れが促進されるということは、それはアジア全般 にとって私は脅威であると思います。その一つで ある日本においても、その脅威感というのは当然 感ずるべきである、こういうことがあります。

○橋崎委員 私が、あえて脅威の実態と脅威の可 能性とを分けてお伺いをしておるところを、ひと つ長官もかみしめていただきたいと思うのです。 それでは、佐藤政府としては、中国で水爆実験が 行なわれたという事実は、脅威と受け取つておら れるか、そう解釈してよろしくうござりますね。

○松野国務大臣 もちろん今日の政治情勢及び世 界の情勢から推して、日本も核拡散防止といふも のについては主張しております。それと変わつた 核開発、核兵器の装備というものが近隣諸国にあ るということは、これは脅威であります。

○橋崎委員 それでは、間接侵略のほうに移りま しょう。間接侵略の脅威の実態は何ですか。

○松野国務大臣 間接侵略の脅威の実態と言わ れると、その実態の内容によつてまた議論が違いま す。今日では何なのかな、どこなのだ、こう言われ れば、そういうものは、幸いいま日本にはその脅 威はありません。それでは、いまからいつて間接侵略はないのかというと、今度は長期的な見通しからうらうと、そう安全ということはどこの 国でも言えないのではないか。長期的なもの、今 日、この二つの段階において、議論が分かれるとい う危険というものはございません。それじゃ永

遠に間接侵略はないのか、そういうわけではない。 やはり世界の情勢を見るならば、間接侵略とい うものは、各地で行なわれておる苦い体験を見るな らば、日本においてもそういうことを想定して、 やはり間接侵略というものに對する対策といつ ものがなければいけない、こういうことがあります。

○橋崎委員 間接侵略とは、具体的に例をあげて ください、どういう場合が間接侵略ですか。

○松野国務大臣 自衛隊法すでに御説明申しま したように、外國からの示唆扇動によつて組織的 な国内における治安を乱すこと、これを間接侵略 と私たちは一応呼んでおります。

○橋崎委員 それでは、二月の予算委員会で私 が明白にいたしました、自衛隊が考へておられる対 象勢力という場合の脅威と、間接侵略の場合の脅 威と、どういう関係がありますか。

○松野国務大臣 その問題は、間接侵略の対応と いうものを、まだ自衛隊はいたしておりません。 まだいたしたことは、幸い今日ありません。した がつて、その問題じやありません。われわれが言 うのは、ただいま申しましたような外國からの示 唇扇動あるいは援助によつて組織的に国内治安を 亂す場合は、間接侵略、こういうことであります。

○橋崎委員 それでは、間接侵略の対象になりそ うな実態は、どういうお考えですか。いま長官は 全然ない、具体的には全然日本はない、そのよ うな御見解でしようか。

○松野国務大臣 いかなる形式で、いかなる方法 で間接侵略というか、蜂起あるいは暴動が起きる かということは、予想がつきません。幸い今日 はまだその危険性というの、国内にないとい うことであります。したがつて、今日までは間接侵 略の出動命令を出したこともありませんし、間接 侵略の出動自身をやつたこともあります。ただいま 申しましたように、国内治安を組織的に乱して、 がつて、幸い今までない。どういう形かといふ ことを予想もできないわけであります。ただいま

ものには幸いにして、今日、今時点までには、出動命令も準備命令も出したことは、一ぺんもございません。

○樋崎委員 私は、その問題を明らかにしたいのです。自衛隊が考えておる対象勢力、これは二月の予算委員会で、私は自衛隊が考えておる敵という内容と同じように考えられておるのではないかという質問をしました。私は具体的にその例をあげました。自衛隊の大学で、学長がそういう講演をした内容を披露いたしました。したがって、自衛隊が考えておる対象勢力というのは、間接侵略の場合の脅威と非常に関係があるのではないか、これを私は論理的に痛感せざるを得ないのであります。その関連は全然ないと長官はお考えでしようか。

○松野国務大臣 二月の委員会のことをいま思起こしまして、私の答えも明白にいたしたと思いますが、それとの関連は全然ございません。あのときは、演習の場合は、敵、味方ということばは書きます。ある場合には、青あるいは白ということばを使うこともあります。要するに一つの演習をする、演習想定であります。想定が必ずしも間接侵略とつながる想定と、そういう意味じやありません。一つの想定としてこれを何々と認め、それに対する演習をする、こういうふうな場合において、A、Bあるいは青、白、これに対抗するものが対応勢力、こういう答弁を私は二月にした記憶を持っています。いまそれは変わつております。

○樋崎委員 対象勢力というのは演習の場合の相手方だ、そういう御答弁でござります。そうすると、あの竜情報によれば、対象勢力の中に社会党、共産党、労働組合、報道関係まで入つておる。そうすると、間接侵略を想定した場合の演習のときは、そういう人たち、そういう団体が仮想敵になるのですか。

○松野国務大臣 それは内容が非常に違いまして、あのときはたしか、竜情報とか竜作戦というの、一つの通俗語であります。それは何だとい

うならば、ある場合には非常に平和的なものもあります。あのときもお答えしましたが、かりに言ふならば、大蔵省作戦ということをやります。何だといえば、予算獲得のためである。そのときの対象勢力というのは、大蔵省の役人で、より多く予算を獲得するための問題であります。そういうふうな場合に、これはよく使うものなんです。やはり一つの演習というか、年じゅうそういう用語を使っております。したがって、その内容によつて違うわけであります。したがつて、この場合はナイキ、ホークを設置するというのは、ナイキ、ホークの設置のための一つの準備というか、通俗語でいう、そういうふうなときには使う語であつて、私たち、年末にはいつも大蔵省作戦のためといつて、対象勢力が大蔵省にある。だからといって、これが間接侵略につながるということはあり得ないわけであります。予算獲得のための一つの計画という、そういうふうなことでよく使う。そういうことばがある場合には竜作戦といわれたかもしれません。それとこれとは全然、私の言ふや急頭と方向というものは違う。その一つの目的を達成するための一つの準備をする、その準備の相手方というわけであります。

○樋崎委員 長官の言わるとおりにしておきましよう。

そこで「国防」という——これは私ども無料でいただいておる。この三月号の「防衛に関する諸問題」の中で、海原官房長——きょうに限つてお見えになつておらぬようですが、海原さんが論文を書いておる。この中で海原さんは、脅威の問題に触れて具体的に書かれておる。長官は、これをお読みになつていらっしゃいますか。

○松野国務大臣 「国防」という本は知つておりますが、その論文は、おそらくまだ新しいのじやないかと思います。私まだ読んでおりません。

○樋崎委員 防衛庁の官房長、前防衛局長、問題

統一ではないですか。

○海原政府委員 先ほど申しましたことに引き続きますが、その場合の「私は」というのは、個人の私でございます。と同時に、現在の防衛庁設置法、自衛隊法というのは、現に直接侵略及び間接侵略というものを前提にしまして、そのための自衛隊の存在を認め、そのための教育訓練を行なうことを任務としております。すなわち、国会にお伺いしますが、直接侵略と間接侵略に分けたところです。長官は、間接侵略についても、いまその脅威というものは全然ないのだとおっただところです。長官は、間接侵略の脅威だ。ところが、あなたの論文によると、この脅威の問題にすなわち触れられておりまして、見解を具体的に出されております。そこで官房長にお伺いしますが、直接侵略と間接侵略に分けて、脅威の実態及びその可能性について、御見解を承りたいと思います。

○海原政府委員 まずお断わりいたしたいと思ひます、それは去る二月一日、日本新聞協会の御依頼で「防衛に関する諸問題」というのを私がお話ししたときの内容でございます。いま先生は、私の見解と申されました。その後頭にも最後にも私はお断わりいたしてございまして、私は、国家公務員であるから、この防衛問題についてこうあるべきだということを示す立場ではない、ただ事実をすなおに申し上げますと、私の知つておる事実をすつとそこに書いてあるわけであります。一番最後にも、現実の事態はこういう事態である、したがつて、これをどう判断されるかは国民の皆さま方の問題だ、さらには新聞界の方々の問題だ、そういうことを特にお断わりしてございます。したがいまして、私の見解、特に防衛庁の官房長としての見解というものはございませんと、そういうことを、ひとつ御了解願いたいと思います。

○樋崎委員 それは困りますね。いいですか。あなたはこの一文の中に、あなたは一番詳しいから、これは正直に出されておる。いわゆる具体的な問題をずっと出されて、「以上のことから、私は、直接侵略、間接侵略の危険は十分ある、脅威はすでに現存していると考えております。」

○松野国務大臣 その内容についての問題ですが、先ほど申しましたのは、治安出動及び治安出

動準備をするような実態は、今日日本には幸いがないということです。永遠にないかというふうな話は、先ほど申し上げましたように、保証いたしません。それは常に警戒すべきである。だから、その問題は、時点のところえ方で今日ただいまどこが間接侵略の危険性が日本にあるのかというならば、幸いにそこまでの準備と不安はないということ、直接侵略も同じことあります。しかし、間接侵略が今後日本にはないのだと断定するようなことは、世界の情勢がどう変わるかわからない、また日本の防衛は永遠のものであると考えるならば、そう簡単に割り切れない。海原官房長の文章を読んでおりませんが、私の思想はそういうことであるし、また海原官房長も、それ以上のことが実態にあるとは私は思いません。したがって、今日、治安出動とか治安出動準備とか、そういうふうな実態はないということ、幸いにして日本はそこまでないといふことです。日本は非常に平和を守られておると私は思う。だからといって、今後治安出動はないか、これはまた違います。

○植崎委員 長官は最高責任者としてそういうよ

うな答弁をなされざるを得ないのでしょうが、実際あなた以外の防衛省の人は、官房長以下こういう考え方を持っていらっしゃると思います。実態はあるのだ。例をあげて、官房長は共産党の問題を出されておる。そこで、私はなぜこういうことを質問するかというと、今度の三次防のうち、特に陸上自衛隊関係の装備の充実というものは、間接侵略に備えての問題が非常に出てきておると私は思っています。(発言する者あり)だから、私はこれを最初お聞きしておきます。いま声があつておりますように、自民党的ウルトラの方々は、全部そう思つていらっしゃるのです。それで、たとえばあなた方がその間接侵略の演習をなさるときには、大体対象勢力としてはどういうものだということは、想定してなさることは当然だと思うのです。

そこで私は、この三次防と関連をいたしまし

て、少なくとも今度の三次防を中心として、昨日も特徴を申し上げましたが、一つは自衛隊の戦略が質的に転換してきている。質的転換の内容は何かというと、一つは装備を近代化する。そのことはどういうことかというと、いつでも核装備に移れる体制を今度の三次防で……。(そんなことはない」と呼ぶ者あり)勉強されてない方はわかつてないが、私はそれを明らかにしております。それから、その質的転換の二番目は、今まで防衛厅は防衛、防衛武器も自衛ということで、防衛の武器に限られておった。しかし、今度三次防にあらわれておる装備の状況を見ると、攻撃的な兵器にこれが転換しつつあるという事実であります。これは私はあとで立証してまいります。

そこで私は、三次防の問題に入つてしまひたいと思ひます。

昨日も触れましたが、いま中期経済計画が全く見通しのないでたらめな計画になることを政府はさすがに認めまして、これを廢止いたします。新たに新長期経済計画を立案中であります。その大綱は聞くところによると、八月ごろ出されるということであります。この三次防は、四十二年から四十七年までの五ヵ年の計画です。そしてこれはすべて国民の総生産あるいは総所得と関連をしてまいります。そしてそれは日本の経済の発展の度合に応じていく。とするならば、これが長期であるゆえに、この政府が出される責任のある経済計画と関連が出てまいりと私は思います。

そこで長官としては、この八月の経済計画が出来る前でも、この三次防の計画は全部ひつくるめて国防会議で決定を見るべきであるというお考えなのかな、それともこれは経済計画が出た後に慎重に決定をされるべきものであるとお考へでしようか、その点はいかがですか。

○松野国務大臣 秋ごろ新経済計画が出されるようですが、防衛計画を先にきめて、私はそれに大きな支障はないからうか。これはまだ企画廳長官と打ち合わせておりませんが、私は、そ

んなに大きな経済計画をじやまするようなものではないと思つております。

○植崎委員 それでは島田局長にお尋ねをいたしますが、あなたは四月五日記者会見をなさつて、新聞に載つております。私どもは、それを基礎にこの三次防の大綱を説明されたと聞いております。新

聞に載つておられます。私どもは、それを基礎にこの三次防の検討をせざるを得ません。四月五日にどのような発表をされたか、お伺いしたい。それについてお尋ねをいたしまして、取材活動等においていろいろ資料を集められたといふことと同じで立証してまいります。

○植崎委員 きのうも問題になつたところであります。一体国防会議というのは何をやつておるかということでは、国防会議なんてある必要はないんじゃないですか。防衛廳設置法の第三章国防会議の項には、何と書いてあるか。六十二条の二項に、「内閣総理大臣は、次の事項については、国防会議にはからなければならぬ。」その事項の中に「一 国防の基本方針 二 防衛計画の大綱 三 前号の計画に関連する産業等の調整計画の大綱 四 防衛出動の可否 五 その他内閣総理大臣が必要と認める国防に関する重要事項」とあります。

○植崎委員 それでは、数字等については責任を持たれないわけですか。

○島田(豊)政府委員 これは各紙にあるいは雑誌に出ました数字等についていろいろ比較検討いた

だきますとわかりますように、その内容は区々でございます。したがいまして、そのときも、私

がどんと進んで、外部との関連もそれで進ん

代表であります。われわれの前に明示されないものが、どうしてあんなに具体的に出て来るのでありますか。それはどういうことですか。

○島田(豊)政府委員 これは、各紙の記者の皆さんはそれぞれ非常に御練達でございまして、取材活動等においていろいろ資料を集められたといふことと同じで立証してまいります。

○植崎委員 きのうも問題になつたところであります。一体国防会議にはからなければならぬ。このことにはからなければならぬ。その事項の中には、「内閣総理大臣は、次の事項については、国防会議にはからなければならぬ。」その事項の中に「一 国防の基本方針 二 防衛計画の大綱 三 前号の計画に関連する産業等の調整計画の大綱 四 防衛出動の可否 五 その他内閣総理大臣が必要と認める国防に関する重要事項」とあります。

○植崎委員 それでは、数字等については責任を持たれないわけですか。

○島田(豊)政府委員 これは各紙にあるいは雑誌に出ました数字等についていろいろ比較検討いただきますとわかりますように、その内容は区々でございます。したがいまして、そのときも、私

がどんと進んで、外部との関連もそれで進ん

で、最終的には形式的な判こしか押されないと、うような国防會議のあり方では、少なくとも総理大臣なりあなた方が思つておられる国民とともに進むといふような形にはならないのじゃないか。そういう点についての長官のお考えを明白にして

○松野国務大臣 昨日も総理からも答弁いたしましたが、国防会議のあり方等については、もちろん時々刻々検討すべき時期がきておると私は思っております。したがつて、国防会議というものは、より以上権威を持たせ、より国民とともにその責任を負うといふような立場で運営されるべきであろう。今日までは、残念ながら国防会議のスタッフ、人員、機構というものが非常に弱小であるために、ほとんど防衛庁のほうからのお手伝いを受ける、あるいは通産省からの意見も聞くといふ中二階的な存在であつて、実際の実効は、いまの機構では不可能であります。したがつて、私はそこにも欠点があると思いますので、やはり国防会議の充実は近いうちに考へるべきであると思つております。この国会では国防会議の改正案は提出いたしておませんけれども、私は、今回を機会に、将来において国防会議の充実、拡充を考えるべき時期であると思います。いずれよく政府部内で相談いたしまして、その問題は近い将来に検討いたしたいと思っております。

○橋崎委員 それではいまの長官の御見解は、防衛庁設置法改正も含めて国防会議の改編を検討したいというお考えですね。——それでは、先ほど申し上げました経済計画との関連において、私は新聞しか読んでおりませんから、責任持たないところで相談いたしまして、その問題は近い将来に検討いたしたいと思っております。

○松野国務大臣 大体今日そういうふうな数字を原案として、防衛庁内では準備をいたしつつあります。

○橋崎委員 二次防が一兆三千数百億になりまして。約二倍に及ぶ膨大な計画であります。そこで、次防の総予算は二兆七千億といわれておりますが、その程度ですか。

○松野国務大臣 総生産で比較した場合は一・一八くらいになると思います。所得に比較しますと、一・三七くらいになるとと思います。その数字は、どちらに比較しても内容は同じことでござります。したがって、一応国民所得を基準にして現在のことこ、防衛費が国民総生産の一・三%といわれております。国民総生産と総所得とは違います。あなた方がそういった関係と防衛費を比べる場合の対象は、国民総生産ですか、総所得ですか。

やつておるわけであります。国民総生産にして
も、これは数字が動くだけで、基礎の考え方は同
じになります。

○檜崎委員 それでは、三次防の最終年度に大体國民総所得の二%にしたいというお考えのもとで、これ三次防二七二千億というもとよりは目ましこ

○松野國務大臣　国民所得の二%というのも、実は国民所得の原本の数字が出ておりませんので、わけですね。

一%か幾らになるかということもわかりません。これは経済計画を秋におきめになると想います。したがつて、そらいう前提がありますので、二倍

が二兆七千億になるかといわれると、その数字は基本の国民所得がきまりませんとわかりません。したがつて、私たちもそいうことを目論として

はじき出すところなる」という一つの希望と申しますか、一つの構想として、その数字が出たわけではあります。

○橋本委員 それでは、最終年度の昭和四十六年の国民総所得を大体どのくらいと想定されて出されましたか。

◎松野昌太郎　その想定は、私は知らないところ
かりません。それでは何を基礎にやつたか。中期
経済計画――いまなくなりましたけれども、それ

かをしあつたとして、このままの経過が続いた場合という以外にないものですから、中期経済計画

であります。ところが、中期経済計画は、この数字を出したあと、これは狂いが多いというの

で、ある意味においては実情に沿わないといふで廃止され、新経済計画をいま策定中であります。したがつて、政府として責任のある国民所得の予想というのは、今日まだ策定中で、できておりません。したがつて、二兆といふのは必ずしも正確ではない、二兆七千億も正確ではないといふので、防衛庁としては、過去につくりました二兆七千億を自途に、いま原案を策定中であるとうござります。

○橋崎委員 そうしますと、明らかになつたのは、中期経済計画を、御破算になつたけれども、一応のめどとして計画を立てている。そうすると、中期経済計画の場合は、昭和四十六年度の国民総所得はどうのくらいく見ておられましたか。

○松野国務大臣 それがいま企画庁のほうで四十六年まで想定したもののがありません。非常に残念ながら、ないのです。そこで、この数字を出したて責任ある答弁はおそらくどの省もないのです。当時は、中期経済計画の年率成長率を八%のままもしこれを推定すると、ということが前提でありました。いまそれがないものですから、政府から責任ある答弁はおそらくどの省もないのです。そういう場合に、二%とすればこうであろうといふ案を実はつくつて、そのあとで実は中期経済計画が廃止になつたのですから、ちょっとと政府から責任を持つて言う時期がちょうどいまブランクになつてしまつて。そこで、非常に議論があつて、私のほうも策定に困つております。答弁も非常に困つておるので、ものがなくなつてしまつたのですから。そして秋には新しい経済計画が生まれるだらう。だから、その数字にとらわれずにわれわれが防衛といふものを考えるならば、二%という数字もこれは不確定である。言うまばらは、あと残りますのは、二兆七千億といふことで充実した防衛を進めていきたい。これはおそらく二%になりません。もつと以下になると私は思います。そこにまた問題がいまあるわけあります。

あります。これじゃ、先ほど申しました、長官も
肯定されました、が、国民の総生産なり総所得、經
済の發展の度合いとのかね合いにおいて防衛を考
えるということは、この現状ではできないではない
ですか。長官もおっしゃっているように、ない
のだから……。そうしますと、中期經濟計劃にた
とえば準拠をしてこれがつくられたというなら
ば、成長率を大体八%とするならば、實質は一
〇%ですよ。そうすると、中期經濟計劃の規模で
はじき出すならば、昭和四十六年度の國民總所得
は、約五十兆になります。そうすると、その防衛
費の二%ということになりますと、一兆になる、
こういう計算で一応されたのですか。

○松野國務大臣 かりに五十兆になったときの
二%ですから、數字的には一兆になるわけであり
ます。五十兆になつた場合は、もし二%といふな
らば、これは一兆ということになる。五十兆とい
うものがきまらないのですから、一兆といふもの
もきまらないのです。

○橋崎委員 それでは、一兆七千億の各年度の數
字を言つてください。

○松野國務大臣 各年度の数字というのが、非常
にカーブのかき方で違いますから、最後だけつ
と上げるという場合には、その總体は非常に少な
くなります。順々に上げていくといふのと、階段
のカーブのかき方で、その数字は確定のものでは
ありません。したがつて「一兆七千億」というのは、
防衛費として今後国内における裝備をするため
にはこういうものが必要であるという方面から、
二兆七千億という数字の基礎が出た。逆に言つな
らば、國民所得にそれを対比していくならば、二
%を目指していくとちょうどこれになる、こう
いう両方の面から出ておるのであります。毎年毎
年の積み上げじゃありません。一つのカーブとし
てかいた場合ですから、この二%というものと二
兆七千億というものの関連は、非常に不明確であ
ります。また、不明確以外の数字はここに出てこ
ない。したがつて、二%に重点を置くのか、二兆
七千億に重点をおくのかによって、うんと違つて

きます。二兆七千億は、二%よりもうんと下回つ

て、一・八かそのくらいの数字になるのじやないかと私は予想しております。したがつて、二兆七千億のほうに重点を置くならば、パーセントは下がる。二%に重点を置くならば、一・八より上になつてしまふ。どこに重点を置くかという二つの関連で非常に変わってまいります。

○橋崎委員 そう問題をむずかしくしないでください。二兆七千億の場合の各年の予算要求額は、どのように想定されておりますか。

○松野国務大臣 今日成長率が八%という場合、このままいけば、防衛費といふものは国民所得に対する一・三七をずっと維持してしかいけません。防衛努力をするために二%に上げるならば、本年予算が三千四百億ですから、三千四百億から毎年八%ずつやせばいまと同じ比率、一〇%程度やすと大体二%に近いものになつてくる。したがつて、毎年国民所得が八%のときには、防衛費を一〇%程度やしていくと、どうやらその二%という数字に実は落ちつくわけです。そういうふうな数字を積み上げてまいりますが、本年が三千四百億ですから、大体一割程度ずつ積み上げていくと、ある程度伸びるといふ——前提がこれ違えば別ですよ。前提が狂つたときには別ですと、国民所得に対比するペーセンテージが二%近くなるということになります。したがつて、防衛費をいまの現状から一割程度といふものがふえていくふうに概略計算していくと、それに近づく。多少なりますから、これからずっとそういう年度計算をするといふのが、過去において計算をした一つの基礎になつております。したがつて、防衛費をい

とはありません。

○橋崎委員 そうしますと、大体本年度が三千四百億ですから、その約一割というようになると、来年は約五百億プラス、そうすると、来年、昭和四十二年度は三千九百億、その次また八%といふことの累計が二兆七千億になる。それでようしゃうござりますか。

○松野国務大臣 それらは、内容は別として、数字的にはそういうふうな計算というものが、私は一応成り立つと思います。

○橋崎委員 しかば、私が今度はそれを概算してみましよう。四十二年度は約三千九百億——島田さんも聞いておつてください。それから四十三年度は六百億プラスで四千五百億、四十四年度はそれにまた七百億プラスで五千二百億、四十五年

度はそれにまた八百億プラスで六千億、最終年度はその前年にまた九百億プラスで六千九百億、大体そういうことになりますか。

○松野国務大臣 ただいまお示しになつた数字をこう入れますと、二兆八千億くらいになると思ひます。したがつて、二兆七千億はそれ以下になります。

○橋崎委員 大体そういうところですね。大体そろいうところということは、長官お認めになりますね。

○松野国務大臣 それは毎年度の予算でさめるわけではありませんので、それが翌年にすれたり前年ふえたりいたしますので、予算編成の毎年度の年度計算をするような意味でやつたわけではありません。そういう意味ではありません。もちろん年経済が好況なとき、不況なとき、それは伸び縮みがありますから、毎年算術計算のとおりには、それはいかないと私は思います。

○橋崎委員 私の計算でいくと、二兆八千億にはなりませんがね。いまのは計算すると、約二兆七千億です。

○松野国務大臣 いまの橋崎試案の計算でいくと、国民を圧迫しないでやつていいみたい。急に二兆七千億というとたいへんな数字のようですが、五年間を通算して徐々にやろうというのですから、本年の三千四百億から出発していくのですから、そんなに一ぺんに一兆になるというようなこ

のは、計算の試案です。計算の試案でいくと、二兆七千億をこしておりますので、二兆八千億と切り上げて言つたのです。二兆七千何百億、切り上げて八千億近くなります。

○橋崎委員 いま防衛庁の発表が約二兆——約二%がついておるから、いいじゃないですか。大体そういうことだとと思うのです。そこで、私はそういう計算でいくならば、あなた方がたとえ新経済長期計画に間に合わないときに、せめて四十二年度分だけでも計算してしまった方が、そこそこ方針ですか。もしこの二兆七千億といふものが承認されない場合は、少なくともその考案のもとに来年度は約四千億近い防衛費を要求されることになりますね。三千九百億……。

○松野国務大臣 それは非常に状況が変わつてくると私は思います。したがつて、それを今日要求するというまだ要求書自身もつくつておりませんので、大体これがまだ国防会議で認められておりませんので、そういう要求をまだ出すという段階じゃありません。

○橋崎委員 それでは、私は先ほど申しました今度の三次防について、全容にわたると時間がありませんから、特徴的なものをピックアップしてお伺いをいたしたいと思います。

先ほど申しましたように、今度の三次防は、装備の質的転換がある、すなわちいつでも核装備をし得る体制に入りつつある、その具体的なわれわれの危惧を申し上げたいと思います。

一つは、ナキハーキュリーズの問題であります。これは予算の分科会でも申し上げましたよう、ランチャーはアジャックストと併用型であります。そしていわゆる核彈頭をつけ得る兵器であります。このハーキュリーズが開発された理由は、つまり弾道弾が発達してとらえにくくなる、あるいはその攻撃機が非常に発達してとらえにくくなる。そこでアジャックストを改良して、そして核を

頭をつけるためにわざわざハーキュリーズは開発されない。その効用は、核弾頭をつけることによつて、初めてアジャックストからハーキュリーズに変えた意味がある。このハーキュリーズを今まで

三大隊置かれるように聞いておりますが、そうですか。○木村委員長 時間がありませんから、答弁は簡単願います。

○松野国務大臣 ハーキュリーズはぜひ設置したいと思いますが、核弾頭の問題は、全然考えておりません。

○橋崎委員 それはそうでしょう。いま核をつけますなんて答弁できないでしよう。しかし、私が言つているのは、いつでもつけられる、核装備をされる状態になつてきたという一例をあげておるのです。そうでしょう。核弾頭をつけ得る、まだ核弾頭をつけることによって、初めてその兵器としての効果があらわし得るハーキュリーズを入れるというのです。そうではありませんか。

○松野国務大臣 ハーキュリーズの長所をとつて、そうしてそれを装備するので、核目標としておるわけでは断じてございません。もちろんその中の長所はあります。距離が伸びる、速力が速くなる、それを私のほうはとるわけで、核弾頭をとるわけではありません。したがつて、核弾頭をつけるような構想もなければ、そんな準備も絶対いたしておりません。

○橋崎委員 准備はしておりませんとおっしゃつたつて、具体的には、客観的にいつでもつけられる状態にある。あとは意思がどうかという問題です。用意はちゃんとそれで完了する。そこで、ハーキュリーズはアメリカで生産停止されておるところ聞いておりますが、そうですか。

○松野国務大臣 装備が完了したので、新生産をしておらぬと聞いております。

なお、核弾頭をいつでもつけられるような状態で、日本は装備はいたしません。

○橋崎委員 そうすると、ハーキュリーズの生産は、アメリカですでに行なわれていません。ハーキュリーズ開発の理由です。何も通常弾

キューリーズを日本が装備するということになる」と、考へられるのは、技術を導入して日本で国産化する、もしくは全く日本で開発する。その辺はどう考へておられますか。

○松野國務大臣 日本で開発するというハーキュリーズJという、日本向きのものを私はつくりたい、まだ開発したい、装備したいということでござります。したがって、核弾頭は、Jの場合は全然そういうものはありません。そういう考へで開発あるいは装備をしたいと、私は考へております。

○橋崎委員 技術導入ですが、導入国産化方式なのか、それとも全く国産化でやられるのですか。

○松野國務大臣 一〇〇%国産ということは、いまの日本の技術ではできないと思ひます。したがつて、国産率を七〇にするか、六〇にするか、八〇にするか、その意味で国産化というパーセンテージを定めていきたいので、一〇〇%全部技術を導入しないで生産するということは、日本の技術では、このハーキュリーズでは不可能だと思います。要するに問題は、七〇国産にするのか、六〇国産にするのか、八〇国産にするのか、六〇国産にするのか、八〇国産にするのかといふことであります。全然技術導入なしで一〇〇%くることは、私は非常にむずかしいと思います。

○橋崎委員 それでは長官の構想によれば、ランチャードとその弾頭とを含めて、一基予算はどのくらいに計算してあるのですか、兵器だけで。

○松野國務大臣 この基準というものは、一般の市場にその価格は出ませんが、一応アメリカが諸外国に供与しているマス価格、日本の場合にもこのマス価格というものを基準にして、これを高い安いといふもののを選定する以外はないと思います。

○橋崎委員 二兆七千億という総額がきめられているのだから、大体そのハーキュリーズがどのくらいかかるということは出ているでしょ。具体的なあなたの方の想定されている金額は幾らですか。

○松野國務大臣 一応マス価格というもので計算

しております。

○橋崎委員 私はよくわからぬのですが、教えていただきたいのです、具体的にどのくらいになるのか。

○松野國務大臣 マスの価格で言うならば、一個大隊が、これは装備とあと補修、燃料の補給、部品の取りかえ、そういうものでうんと計算が違つてまいりますが、大体十年間の長期の見通しをしてマスの価格を計算します。ならば、二百億くらいのものがまず計算される。その後の修繕とか維持の基準になつております。

○橋崎委員 そうしますと、ハーキュリーズはアジャックスと同じ配備になると思いますが、一個中隊には九基装備されるわけですね。アジャックスの場合はどうでしょ。ハーキュリーズもそうですか。

○島田(豊)政府委員 そのとおりでございます。

○橋崎委員 そうすると、おそらくまた全体で四個中隊一緒につくられるのだと思いますが、四、五、三十六のマス価格が二百億、そうすると、一基当たり大体幾らにつきますか。

○島田(豊)政府委員 ただいまの二百億といたしましての場合に、これは長官から御説明がございましたように、そういう地上機材だけでありませんで、ミサイル機材も含んでおります。それら個々の段階の整備の費用も含んでおりますので、いま一基当たり幾らということは、私ども直ちに申し上げられません。

○橋崎委員 なぜ出ないのです。アジャックスの場合は、出したじやありませんか。委員会で出しましたよ。どうして出せないのでですか。

○島田(豊)政府委員 まだその詳細につきましては、細部についての検討を計算しているところでございまして、一基どれくらいということは、いまちょっと申し上げられないと思います。

○橋崎委員 いま大蔵省と折衝しているというのに、いまから検討するのですか。ばかりでなければ、私が出しますよ。

○松野國務大臣 防衛局長は非常に正確を期して申し上げているので、二百億という数字自身も、いろいろ議論が出てまいります。私は、別にこれを否定するわけではありません。したがつて、地上設備を二百億の数で割つていけば算計計算は出ますけれども、全部に地上施設が共通なものがあります。レーダーなんていう共通なものがあります。これを確実に各一基に計算して割つていくわけにはいかない。したがつて、一つのセットとの基準になつております。

○橋崎委員 そうしますと、ハーキュリーズはアジャックスと同じ配備になると思いますが、一個中隊には九基装備されるわけですね。アジャックスの段階で、相当大きな長期計画の中に入れる概算になります。これを確実に各一基に計算して割つていくわけにはいかない。したがつて、一つのセットと一百億という数字を基準にしております。これは、これまで二百億かといふと、それにミサイルが幾つ付属するかとことによつて変わつてくる。なかなか正確を期しているわけで、一つのセットが二百億ですから、それを算術計算していただいても、そう大きな違いはない。地上施設が非常に違うのです。しかし、これは共通ですよ。一基一基じゃない。これは算術計算して割つていただいても、議論としてはそのほうが早いかもしれませんので、まあ政府委員はそれをどういうふうに計算するか、地上施設とランチャードとミサイルと分けて計算するというふうな非常に正確を期しているのじゃないか。私は、大臣で専門家じゃありませんが、多少の失言は許していただけると思いますが、大体マス価格は一つのセットで二百億、それを計算して割つていただいて議論されても、大きな違いはないのじやなかろうか。

○橋崎委員 アジャックスの場合は、たとえばターゲット幾ら、ランチャードが幾ら、弾頭が幾らと出されました。ハーキュリーズが出せないのか。こういうことは言いたくないですけれども、やはり国民の税金を使いになるのです。そうして國民とともに進むというのに、そういうものを明瞭かにしないで、とにかくハーキュリーズ三個大隊をつくるのだというような呼びかけでは、國民は納得しませんよ。

○松野國務大臣 議會で正確に出されましたのは、当時アメリカと契約、協定をいたしましたときには、正確にお出しいたしました。まだ契約ある申込を分析しながらやっておる段階であります。したがつて、協定あるいは契約するときには、それはもう詳細なものまでそろえてちゃんと出てまいります。いまはまだそこまでいっていない一応の段階で、相当大きな长期計画の中に入れる概算数字の段階でございます。したがつて、全然無数の段階で、相当大きな长期計画の中に入れる概算数字がある程度時間がかかると思うのです。その時間字じやありません。数字がないわけではありません。しかし、厳格に言うと、やはりなかなか計算にあつて時間がかかると思うのです。その時間のズレが、この答弁と質疑の内容と多少違つておる。

○橋崎委員 時間がありませんから、先に進みます。核装備をする準備体制に入つておるという用を、もう一つあげます。海上自衛隊の場合を例にあげたいと思います。本年度就役をいたしました新護衛艦「やまと」、これには対潜ロケットのアスロックが装備されておりますね。

○松野國務大臣 アスロックが装備されております。

○橋崎委員 そのアスロックという兵器は、サブロックをいわゆる水上艦に乗せた場合の、まあ大まかに申しましてこれは兵器ですね。

○松野國務大臣 サブロックではなしに、アスロックであります。したがつて、アスロックは核問題は私はないと思います。

○橋崎委員 官房長、どうですか。あなたかつて答弁したことがあるのですが……。

○松野國務大臣 アスロックは、核の関係はございません。

○橋崎委員 私は、核をつけられる気持ちかどうかをお伺いしているんじゃないのです。事實をお伺いしておる。今まで明らかにしたところでは、ハイキュリーズにしても、アスロックにしても、DASHにしても、両用の兵器を用意されつつあるという事実であります。私は、これを指摘したわけであります。すなわち、意思さえ決定されば、いつでも核を入れられる準備体制に入つた。私が最初指摘したのはそこであります。事実は、客観的にはそのとおりであります。あとは意思があるかどうかの問題が残るだけであります。すなわち、その体制はできたという事実であります。私は事實を申し上げておる。

それからもう一つ、今度の三次防で、海上自衛隊の場合には海上交通を確保する。そのためヘリコプター、駆逐艦四千八百トンですか、これはおそらくできたときには五千トンをこすと思います。そういう用意があると聞いておりますが、どうでしょうか。

○松野国務大臣 前提が、海上護衛ということばはあるですが、海上警備のために、日本の沿岸周辺の海上警備のため、足の長い船が少ないのですから、有効なものをつくりたい。少ない船で有効な警備範囲を持ちたいというと、やはり水上艦艇にヘリコプターとかいう航空力を加味する。その意味で、ヘリコプターというものを搭載できるものを持ちたいという気持ちを私は持つております。

○猪崎委員 島田さんが発表された項目には、海上交通を確保するということばがたしかあったと思う。

○島田(豊)政府委員 ヘリコプター搭載の護衛艦は、対潜護衛艦という性格を持つておるのでございまして、これを海上交通の保護というふことに使う場合もございますし、ただいま長官も申されましたように、我が周辺の防衛の強化、こういう容には、核というものはどちらも念頭にございません。

○橋 意味する。たの艦艇ター。○島 が、く務と通のえらかのえてまし、うほしいておいうるわけ○桜 とい。○松 とこ周辺ある海上○橋 尋長しや線をそり要をルー。

崎委員 だから、あなたは新聞記者会見をさきに、あの問題は、私は取り上げたが、あなたが発表によると、海上交通の確保のために護衛艦の質的近代化をはかる。そして以下ヘリコプター駆逐艦二隻、それからミサイル駆逐艦一隻、いうふうに並べられておる。間違いありません。
田(豊)政府委員 これは、海上自衛隊の任務で、一つは我が國の周辺に対し海上から侵攻し、これに対する防衛するという一つの任務で、もう一つは海上におきますところの海上交通安全確保という二つの任務があるというふうに考へられるわけでありまして、一つの兵器をどちら目的にのみ使うというふうにはわれわれも考へませんで、そのときの事態の様相によりまして、あるいは日本周辺の海域防衛の強化、こういったうにも使うわけでございまして、ただこれを申し上げますならば、対戦兵器として考へますと、あるいは近畿大阪周辺、四国豊後水道周辺、あるいは日本海方面の港湾の多いところ、それがありますところの護衛艦は、海上交通の保護とことを主として考へる、こういうことが言ふべきであります。
崎委員 それでは、海上自衛隊の護衛の海域というのは、どうなつておりますか。
野国務大臣 日本周辺の船舶の出入港の多いところであります。かりにいうならば、東京港の、あるいは近畿大阪周辺、四国豊後水道周辺、あるいは日本海方面の港湾の多いところ、それが自衛隊の警備地区であります。
崎委員 それでは、本年三月十五日に西村海事が記者会見をなさつて、その中でどうおつしているかというと、各国海軍は自國の命運、いわゆるオイルロード、これの護衛の必須を守るために、全力をあげる態勢である。日本も例外であつてはならない、こうおっしゃつてしまり中東地域からのわが国への原油輸送船、いわゆるオイルロード、これの護衛の必須を守るため、全力をあげる態勢である。日本も調査されておる。そこで、このヘリコプター

○松野國
私が申します
武装して海
がって、これ
がたつて、
が、これは
まりその
いう要請
になり、
なるとい
なってお
を言われ
えていな
周辺に限
線の限定
隊の能力
できませ
も考へら
第三次防
ますけれ
と、そん
んどの軍
上の艦艇、
ておりま
んな成長
上の性能
おりませ
○植崎委
防ではま
小型です
れを私は「
そこで、
ざるを得ま
たが、公海
いのですも
れば——
が、これ

なくして、その目的、任務によつて、私は海外派兵といふものはきまることだ。在外武官もおりません。これはもちろん海外派兵ではありません。それは制服を着ておるじゃないかと言われても、それはおのずから違うのであります。やはり武力攻撃、戦闘状況を前提として行くとき、これが派兵といふことばに該当する。わが自衛隊は、そういうふうな目的で今日あるわけではございません。

○橋崎委員 それでは明らかにしておきます。いま武力行使の目的とおっしゃいましたが、武力行使の目的の場合には、公海上といえども海外派兵になる、そうでない場合には海外派兵にならない、そういう理解してよろしいですか。

○松野国務大臣 武力行使を目的として、外国の領土、外国の領海に入るというのが、海外派兵ということばになると思うのであります。

○橋崎委員 公海を言つておるのであります。

○松野国務大臣 公海は、航海の自由ですから、どこの軍艦でも公海は泳いでゐる。また公海は自由に航行しております。といって、これは武力行使を目的としておるわけではありませんで、お互に交渉をしたり、お互いに握手したりして動いておるのであって、これは別に問題はないと思ひます。

○橋崎委員 よく聞いておつてください。武力行使の目的の場合にはと書いておるのであります。私、訓練のために行かれた人のことも知つています。遠洋航海されておるのも知つております。どうでなく、武力行使の目的の場合には、公海上といえども海外派兵になる、こう理解してよろしゅうございますかと言つておるのであります。

○松野国務大臣 武力行使の目的を持つて外国に日本が派兵をするときは、海外派兵……。

○橋崎委員 外國じやない。公海上です。何度も言わせないでください。武力行使の目的のために公海上に派兵することは、海外派兵になる、そうお考へですかと聞いておるのであります。

○松野国務大臣 それは状況が非常に違つわけであります。

す。武力行使の目的といいましても、自衛のための日本の艦船が、非常な攻撃を受ける、組織的な攻撃を受ける。これに対し日本の生命財産を守らなければならぬというときは、これは海外派兵ではありません。それは護衛といいます。

○橋崎委員 どうも明白ではありませんね。武力行使の目的の場合は、公海上に出さないということがあります。それは海外派兵になるから。それとも公海上は、武力行使の目的といえども海外派兵にはならない。そのどつちなかと聞いておるのであります。

○松野国務大臣 そのことは、公海上なら海外派兵にはならないことを、これは間違つておられます。しかし、日本の護衛艦が日本の船舶を護衛するのですが、武力行使の目的を持つて外國の領海に行くこと、これは問題はつきります。

○松野国務大臣 そのことは、これは何も当事者同士の問題とは全然別個な部外者の話で、かりに海上自衛隊がそれを護衛したからといって、これは戦争に協力するとか、戦争に参加するということではない。もちろん日本の護衛艦は日本の国益がなければ航海しませんから、それは私は全然問題外だと思います。

○橋崎委員 私は、そこが非常にデリケートであるから、そういう場合を想定するとデリケートであるから、公海上にそういうたぐいの武力目的と解釈上明確な場合は別として、非常にあいまいな関係のときに公海上に海上自衛隊が出るということの危険性を、私は指摘をしたいわけです。それで私は、武力目的と関連のある場合に、海上自衛隊が公海上だからといって派遣をされることは、これは海外派兵になるではないか、したがつて、それはやるべきではない、こういう私の論理なんですね。

○松野国務大臣 交戦国の一方の艦艇とともに行動するというならば、これはある程度出動ということになるでしょう。しかし、いまの橋崎さんのお示しの場合は、日本の船を日本の自衛艦が護衛するということでありまして、交戦国でない場合

は該当しないのではないかと思います。私はそう思ひます。私が聞き違いなら別ですが、安保条約は、日本の海外派兵といふふうなあれはないといふふうに思つております。

○橋崎委員 具体的に申します。第三国と米国とが衝突した際に日本が協力する。たとえば言われておる中東から原油を日本へ持つてくる。そういう場合に、日本の海上自衛隊が公海上でそれの護衛に当たるとするならば、それは当然第三国と日本海上自衛隊の間の問題が起ります。

○松野国務大臣 日本はその戦争に参加していないですから、日本の護衛艦が日本の船舶を護衛するということは、これは何も当事者同士の問題とは全然別個な部外者の話で、かりに海上自衛隊がそれを護衛したからといって、これは戦争に協力するとか、戦争に参加するということではない。もちろん日本の護衛艦は日本の国益がなければ航海しませんから、それは私は全然問題外だと思います。

○橋崎委員 私は、そこが非常にデリケートであるから、そういう場合を想定するとデリケートであるから、公海上にそういうたぐいの武力目的と解釈上明確な場合は別として、非常にあいまいな関係のときに公海上に海上自衛隊が出るということの危険性を、私は指摘をしたいわけです。それで私は、武力目的と関連のある場合に、海上自衛隊が公海上だからといって派遣をされることは、これは海外派兵になるではないか、こういう私の論理なんですね。

○松野国務大臣 交戦国の一方の艦艇とともに行動するというならば、これはある程度出動ということになるでしょう。しかし、いまの橋崎さんのお示しの場合は、日本の船を日本の自衛艦が護衛するということでありまして、交戦国でない場合

任務の一部であると私は考えます。

○橋崎委員 それでは、公海上は海外派兵にはならない、はつきりそうですか。

○松野国務大臣 先ほど言いましたように、出動に起こすという場合と、ただ護衛をするという場合と、ただ一般に哨戒するという場合と、おのずから違うのであります。公海上において、すべてそれが派兵になるとかならぬとかいう限界は、それはもう少し先の条件によって、私は判定すべきものではないかと思います。

○橋崎委員 今度の三次防における海上自衛隊の構想は、これは公海上なら海外派兵にはならないんだという構想のもとに進められている、その点を私は指摘をしたいわけです。これは論争になりますから、きょうはここでピリオドを打つておきます。私は納得できません。

それでは、まだ時間があるそうですから、最後に一問お伺いたしておきます。大蔵省見えておりますか。主計官見えておりますか。——大蔵省にお伺いをいたします。昭和二十七年に、法律四号により財政法の一部改正が行なわれました。つまり継続費の設定であります。この継続費の目的を語つてください。——時間があれませんから、私のほうから申し上げます、法律ですから。これは第十四条の二にこう書いてあります。「国は、工事、製造その他の事業で、その完成に数年度を要するものについて、特に必要がある場合においては、」継続費を認める、こういうことであります。このときの国会の論議は、あなたは御承知なさっておりますか。

○井上説明員 詳しくは存じおりませんが、一応速記録は読ませていただきました。

○橋崎委員 当時は、たしか池田大蔵大臣であつたと思います。この「工事、製造その他の事業」というものと、今年公債関係で問題になりました、第四条の公債発行の条件としては、公共事業費になつておりますね、その公共事業費との継

続費の、いまの「国は、工事、製造その他の」となつ

ある程度の義務づけがされているだけであります。軍事法廷があるわけではありません。極刑があるわけではありません。それは基本的に国家公務員の身分に関する職務上の内容について、多少変わっているだけです。したがって、これを特筆大書して、こんなに違うのだというような事例というものはほとんどないのですから、ないからといって伏せておくわけではありません。極刑があるわけではありません。それは基本的に国家公務員の身分に関する職務上の内容について、多少の最前線に出すほどの重要な問題ではあります。自衛隊が今日やつております募集の内容は、誇大な広告でもなければ、現実にそのとおりだと私は思います。その一番いい例は、自衛隊に入隊した者の途中でやめる者のパーセンテージは、わずかなものでございます。したがって、応募した者は、ほとんど最初の宣伝とそろ変わっていない、したがって、残留する者がうんと多い。やめの方は、ときに家庭の事情、本人の健康、また本人の多少の考え方もあるでしょう、非常に少なくなっています。その例を見ても、私は今日の募集方法は悪くないと考えております。

りとろ少〇の方形う家私なよ認こまが条

かそうはまいりません。したがつて、自衛隊法中で本人に直接関係があるものを前もつてお知りせする。その他のものは、自衛隊法で全部読んじただけばこれはありがたいのですが、なかなかそうはまいりません。だからといって、それはそれを隠していることではないと私は思います。

村山(憲)委員 隠す意図はなくとも、そのことを知らしめずして募集をされるわけでしょう。それは一項の中で示した例はないと思います。それは一公務員の募集の場合と同様かと思います。

村山(憲)委員 一般公務員の場合は、これは「いながら会社」結構があります。憲法上のいわゆる結社の自由権が保障され、それに基づいて組合をつくり、その中において自分たちの生存権を中心とすることができるのです。特別職の自衛隊の場合には、そういうようなことをやった場合には、そいつを罰則を受けることになつてゐる。

のようない形の中において募集をされる。これはやはりめられたわけです。しからば、いわゆるそういう公務員としてこれから防衛の任に当たるうといふ者について、そのような心がまだがないというのなかにおいてこれをやるということは、あなたは民間の募集の場合は別だと思うのですが、國のやり方としてもおかしいのじゃないかと思うのですが、その点はいかがですか。

松野国務大臣 こういう事例というのは非常に多い事例ですが、身分上においてはこれはもちん必要なことあります。したがつて、募集のときに、あるいは入隊前に宣誓するときに、やはりそういうものを周知徹底させることのほうが、

○るになまと力体法を隣対ので使うの等発音とおもふかのを隣不送のまじは法音

の村山(喜)委員 そこで、募集のときにはそのよ
うな措置がされていないとするならば、入隊をし
たから、教育の体系の中において、やはりこの自衛隊
の目的なり任務なりというものが明らかに教育が
なされるであろうと私は思うのです。そこで、こ
の自衛隊の任務といふもの、あるいは目的とい
うものが、どういう程度において教育がされている
か、この点について承りたいのですが、いまま
で自衛隊の教育方針の基本になりますのは「自衛
隊の心がまえ」、昭和三十六年六月に出されま
したこの内容が、私は骨子になつてゐるであらう
と思うのです。これは、防衛大学においても、た
とえば入隊をいたしました初めての陸士とか、そ
ういうような自衛隊の隊員に対しましても、「自
衛隊の心がまえ」というものを中心に、防衛二法
等についての教育がなされているであろうと思う
のですが、それらの教育体系の中において一体ど
うなるのか、この点をお伺いをしておきたいの
が、基本的な問題についてはやはり教育を施してい
ます。そのほかにも新隊員以外で新しく学生にな
つたりしているような防大生についても、初め
は次第でございます。

第六章 地理学与环境科学的结合：区域地理学与环境地理学

三、政府の運営とその問題

委員会の設立は、方針を確立するためのものであります。また、その実現に向けた具体的な手立てを定めるためのものであります。このようにして、わが国が世界に貢献するための道筋を示すことが、この委員会の目的です。

書聞聞聞聞聞聞聞聞聞聞聞

「自分で決めて、それで、そこそこあるのであります。」
（新隊長）「一般の教育を受けるべきだ」といふことを取る所が、将来のものであります。」

おおむねは、この問題に對する意見が、その問題の本質を理解せざる者によつて、誤解されたり誤りを含んでゐるところが多い。たゞ、御了解のうござりますれば、本題の問題は、たゞ、その問題の本質を理解せざる者によつて、誤解されたり誤りを含んでゐるところが多い。

がまことに以て思はれてゐる。筆者によれば、この「思はれて」の意味は、筆者自身の心の内に現れるものである。筆者は、この「思はれて」の意味を、筆者の心の内に現れるものである。筆者は、この「思はれて」の意味を、筆者の心の内に現れるものである。

の教法は、常に「人間の尊厳」を第一とし、個々の才能と個性を尊重する。また、知識の習得だけでなく、情操の育成や社会的責任感の形成も重視される。

規法おににいす。う憲幹おたて 育てと衛でにれ学体 どなに別 るのま すうま 基

Digitized by srujanika@gmail.com

います。

○村山(喜)委員 私は、これは非常に重大な問題と思う。というのは、いまこの「自衛官の心がまえ」という内容が、時代に合わなくなつた、もう少し今日の時代に合うように改定をしたいということで、新聞に伝えられている内容から見てまいりますと、いわゆる自衛官の戦陣訓的なものをつくるんだという発表が出されたことがあります。いま鋭意検討されているというふうに承っているのであります。これらの問題は、やはり憲法なり法令なり、あるいは今日まであなた方が自衛官の教育の基本として持つてまいりました「自衛官の心がまえ」、こういうようなものにつってやられたものが、今度さらにもつと分りものにつくられようとするということになるのかと思うんですが、いまお聞きいたしますと、幹部については憲法についての教育がなされる。しかし、一般の隊員については、直接憲法としての教育というものは行なわれないで、これらの法令の基礎とか、そういうようなものに関係のあるものだけが行なわれている、こういうふうに承るのではありますが、私は、そういうようなところから、自衛隊の教育の方向というものについて、実は非常に危惧をいたしている点があるのであります。というのは、これは特に参議院の予算委員会で問題になりました「あかしあ」二月十三日号の花見達論文、こういうようなものが広報誌——自衛隊の広報誌ではありますけれども、いわゆる同友誌 同友誌みたいな、そういうような誌面を飾つて、これが回覧をされる、こういうような形の中において、自衛隊が一定の偏見と考え方を持たれていくようになつてまいりますと、これいわゆる武器を持つた集団でありますから、これに対するシリアルコントロールの立場から考慮しても、また、日本の国民のための自衛隊としての立場から考へても、きわめてわれわれが憂慮しなければならないような事態というものがもし間違った方向に進むとなれば、たいへんな問

題が出てくると、いろいろなことを危惧いたしているものであります。この花見論文の取り扱いの問題は、善処されることを長官が約束されたのであります。その後どうなりましたか。

○松野国務大臣 謝解を招く点がありましたから、今後編集及び発行については、根本的に改めるよういたしました。それは、私から直接各総監会議の席上で、そういうへんぱ的なことのないよう、すべての問題を解説するよういたしました。今後はそういう疑いがかかるようなものは、かりに寄稿であつても載せないようにいたしております。

なお、御承知のごとく、自衛隊は武器を持つておる集団でありますから、われわれ議会としましても、また議員としましても、最も重要なものであります。シリアンコントロールということも必要ですが、基本はみずから精神の中に民主主義精神を植え込めるということが、第一の基本だと思います。それには、まず接触する幹部自身それを植えつける。それから次の班長に植えつける。それから隊員一人一人に植えつけるということは、教科書を読ますよりも、指導者自身の心の置き方というものが、一番大事だと思います。二十四時間一緒に寝起きしておりますから、したがつて、憲法という本を課程において与えませんけれども、「自衛官の心がまえ」も、自衛隊法と民主主義教育を基本につくっております。その根本は憲法であります。したがつて、教える時間は防大あるいは幹部であるかもしませんけれども、その影響するところは、それに接觸する全隊員に影響すると思いまして、民主主義教育には徹底して、まずこれが基本でなければ今後國民とともに歩む自衛隊には成長しないというところから私は就任以来、これは特に各教科書まで取り寄せてやつております。「ただ自衛官の心がまえ」だけではありません。これは特に各教科書まで取り寄せてやつておきます。「ただ自衛官の心がまえ」だけでもあります。この内容は、自衛隊が隊列を整えて神社へ参拝するのは、これが戦後初めてある。遠洋航海に先立つ七月五日前九時、銃を持った完全武装の実習生と遠洋航海部隊幹部二百余名が、音楽隊を先頭に参列をする、こういうふうに報道いたしているのでございます。これはそういう計

法、日常精神、いろいろなものが実は加わつて、情報教育まで入れたものをひとつくりたいとう考えで、いま作業を進めております。

○村山(喜)委員 民主主義の基本的な概念の中で教育が行なわれる、その基本は憲法である、こういうようななたで今まで教育体系がつくられていましたが、しかしながら、それらの内容は思うのであります。やはり国民の選出を受けた国会が、基本的には自衛隊を討議する、こういう立場に法制下にもありますので、戦陣訓といわれるような、こういう新しい自衛官の心がまえといいますか、新しい教育方針をつくられる前には、こういうような構想をやりたいと思うがどうであろうかというような提案といいますか、事前に国会の意思というものを聞かれるような考え方にはお持ちになつておいでにならないのか、この点についてお答えを願いたいのであります。

○松野国務大臣 戦陣訓と言われますが、私は平和訓ということばで言いますけれども、自衛隊は日本の平和を守るという意味から、平和訓といふ感じで今日もおりますし、もちろん国会に提案じありませんから、法案として提案する必要はないと思いますけれども、その編成の内容、大きな項目、方向というものは、私の責任で当委員会あるいは関係委員会にお示しすることは、少しまやぶさかではございません。

○村山(喜)委員 そこで、これに關係いたしました具体的な問題として、六月二十一日、朝日新聞に大きく出ておりました「完全武装で『靖国』参拜 自衛隊の遠洋航海部隊」——こういう見出しでございます。この内容は、自衛隊が隊列を整えて神社へ参拝するには、これが戦後初めてある。遠洋航海に先立つ七月五日前九時、銃を持った完全武装の実習生と遠洋航海部隊幹部二百余名が、音楽隊を先頭に参列をする、こういうふうに報道いたしているのでございます。これはそういう計画があるのですか。

○松野国務大臣 まだ私のところに、そういう申請あるいは要請はきておりません。しかし、報道されるようなことが、計画の中にあるようには聞いております。しかし、私への口頭での説明では、完全武装というふうな感じではなかつたようあります。私も新聞を見て、という計画があるかと言つたら、まだ大臣のところまではきておりませんという話であります。完全武装というよりも、それは軍楽隊をつけて、儀仗兵をつけて靖国神社に参拝したいという意向があるという、いま話の段階でございます。

○村山(喜)委員 私がこの点について問題にいたしておりますのは、憲法二十条との関係であります。憲法二十条の上から見てまいりますならば、明らかにこの点については問題があると私は言つております。その点についてははどういうふうに判断をしておいでになるのか。長官のところまでまだそれがきていないとするならば、事務当局のところでのこの計画が進められているであろうと思つてあります。そういう意味においては、これまでそれがきていないとするならば、事務当局の局長の答弁を願いたいのであります。

○松野国務大臣 憲法的な議論ですから、私がお答えするほうが妥当かと思います。まだ計画はおのずから各部でやつておりまして、最終責任は私が負つつもりであります。私もさつそく憲法を読み直してみましたが、憲法に抵触するという考え方には、私は持つておりません。

○村山(喜)委員 その考え方はどこから出てきたのか、私はふしきでならないのです。憲法二十条は「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、國から特權を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」そうして

「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。國及びその機関

は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」こういうように明示してあります。し

たがって、私はこの点から見てまいりますと、一体この宗教の自由とは何であるか、これは明らかに信仰の自由、宗教的儀式上の自由、宗教団体の自由、この三つの要素から成り立っていると思うのであります。

しかも明治憲法によつて誤つてまいりましたように、この明治憲法下における神道と国家との結合とというような立場を排除して進んでいることも、事実であります。いま靖国神社というのは、これは神社神道の一宗教法人にすぎないわけであります。この点は、ああいうような形はとつてゐるけれども、現実の法令上における位置づけといふものは、宗教法人であるというふうに私は考えておりますが、その立場から見てまいりますと、いわゆる宗教上の行為とは、礼拝なり、祈りなり、その他宗教的信仰の表示としてなされるすべての行為をやるのだ、このよう憲法学者の学説はほとんど一致いたしております。したがいまして、神社に参拝をする、これは個人の自由であります。そしてそれが強制をされないという意味において、憲法上保障をされている基本的人権なんです。このことは、私が取り上げようとしているのは、いわゆる「命令を拒否した場合の取扱いについては考慮中」ということで、一体國の機關である防衛省のこれらの職員が、隊を組んで参列をする、この命令に違反をした者についてはこれを処罰する、こういうことになります。たの場合においては、これは明らかに憲法違反であります。というのは、国及びその機関はその他の宗教活動をしてはならないということが明らかになつてゐるので、宗教上の行為といふものが規定をされているのにそれを強制するということは、明らかに「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない」というたままでできているこの憲法三十条が無視されることがあります。無神論者といふのがおるのであります。無神論者といふのがおるのであります。あるいは神といふものは存在をしないのだ、こういうような考え方で、そういうような認識というものを持つておる人もあります。あるいは神といふものは存在をしないのだ、こういうような考え方で、そういうような認識といふものを持つておる人もおるのです。無神論者といふのがおるのであります。あるいはキリスト教の信者もおりましよう、あるいは創

が、いかがですか。

〔伊能委員長代理退席、委員長着席〕

○松野国務大臣 要するにこの趣旨は、信仰上の行事に参加するというわけじゃありません。したがつて、靖国神社の信仰の行事は、これには関係ございません。靖国神社参拝といふのは、御承知のごとく国防の英靈に対する礼、したがつて、宗教上の行事にあらずして、精神的な行事でございません。

同様に、無名戦士の墓に参る、これも信仰上よりも精神的な行事であります。したがつて、その意味において私は憲法に何も抵触するものではない。靖国神社参拝といふのは、要するに防衛の英靈に対する礼に参るということであります。靖国神社でいろいろおはらいをしたり、靖国神社の行事に参加するという趣旨ではございません。したがつて、無名戦士の墓に参る趣旨と同じであります。

そういう意図ではないという話を今日申し上げております。

○村山(晉)委員 それはおかしいです。時間が部会のためにさかれておられますから後ほど譲りますが、一言だけ私申しておきます。いわゆる宗教上の行事といふのは、これは宗教団体がやる行事だ

うというので、私は憲法上には抵触しない、また

そういう意味において私は憲法法規をも行なうとしているのは、いわゆる「命令を拒否した場合の取扱いについては考慮中」ということで、一

体國の機關である防衛省のこれらの職員が、隊を組んで参列をする、この命令に違反をした者についてはこれを処罰する、こういうことになります。

○木村委員長 これはおかしいです。時間が部会のためにさかれておられますから後ほど譲りますが、一言だけ私申しておきます。いわゆる宗教上の行事といふのは、これは宗教団体がやる行事だ

うというので、私は憲法上には抵触しない、また

そういう意図ではないという話を今日申し上げております。

○木村委員長 この際暫時休憩し、午後二時より再開いたします。

午後一時七分休憩

価学会の信者もおりましよう。そういうような者が自衛隊の幹部の中にいないということを、あなた方は保障できないわけです。これは信仰の自由というものが保障されているのですから、そういう形をとるということは、明らかに憲法二十一条の宗教上の儀式といふものを國の機關が強制をするということです。この問題については、

松野長官は憲法の権威者ではありませんから、法制局あたりと十分相談をされて、誤りのないよう置かれたいと思いますが、どうでありますか。

○松野国務大臣 私はそうは考ませんが、せつかの御忠告で、法制局長ともよく打ち合わせまして、憲法上の問題については解説をした上で実行するつもりであります。

(一時金を受けることができる者)

第五条 旧勅章年金受給者で昭和二十一年一月一日から昭和三十八年三月三十日までの間に死刑又は無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられたものには、一時金を支給しない。

(一時金を受ける権利の受継)

第六条 一時金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、死亡した者がその死亡前に一時金の請求をしていなかつたときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の一時金を請求することができます。

2 前項の場合において、同順位の相続人が数人あるときは、その一人のした一時金の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなす。し、その一人に対しても一時金を受ける権利の認定は、全員に対してもものとみなす。

(異議申立期間)

第七条 一時金に関する処分についての異議申立てに関する行政不服審査法(昭和三十七年法律第一百六十号)第四十五条の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

2 行政不服審査法第四十八条の規定にかかるず、前項の異議申立てについては、同法第十四条第三項の規定を準用しない。

(時効の中止)

第八条 一時金に関する処分についての異議申立ては、時効の中止については、裁判上の請求とみなし。

八年四月一日に日本の国籍を有していたもの

(以下「旧勅章年金受給者」という。)には、一時金を支給する。

(一時金の額)

第三条 一時金の額は、十万円とする。

(認定)

第四条 一時金を受ける権利の認定は、これを受けることとする者の請求に基づいて、内閣総理大臣が行なう。

第五条 旧勅章年金受給者で昭和二十一年一月一日から昭和三十八年三月三十日までの間に死刑又は無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられたものには、一時金を支給しない。

(時効の中断)

第六条 一時金に関する処分についての異議申立てに関する行政不服審査法(昭和三十七年法律第一百六十号)第四十五条の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

2 行政不服審査法第四十八条の規定にかかるず、前項の異議申立てについては、同法第十四条第三項の規定を準用しない。

(時効の中止)

第八条 一時金に関する処分についての異議申立ては、時効の中止については、裁判上の請求とみなし。

第九条 一時金を受ける権利は、四年間行なわな
いときは、時効によつて消滅する。

(受給権の保護)

第十条 一時金を受ける権利は、譲り渡し、担保
に供し、又は差し押えることができない。

(非課税等)

第十二条 一時金については、その支給を受けた
金額を標準として、租税その他の公課を課する
ことができる。

第二十二条 一時金に関する書類には、印紙税を課さない。

(一時金の支払)

第十三条 一時金の支払に関する事務は、郵政大
臣が取り扱うことができる。

第二十二条 郵政大臣は、前項の規定により取り扱う事務
を処理する場合において、特に必要があるときは、
同項の規定にかかわらず、その事務の一部
を政令で定める者に委託して取り扱わせること
ができる。

第三条 内閣総理大臣は、一時金の支払に必要な資金
を郵政大臣の指定する出納官吏及び前項の政令
で定める者の指定する者に交付することができる。
(事務の委任)

第十四条 この法律に規定するものほか、この
法律の実施のための手続その他その執行について
必要な事項は、総理府令で定める。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、附則第二
項及び第三項の規定を除き、昭和三十八年四月
一日から適用し、附則第二項及び第三項の規定
は、昭和四十一年七月一日から適用する。
(勅等年金受給者に対する措置)
は、昭和四十一年三月三十日内閣告示第九号によ
りあります。その後、この年金令は昭和十六年

り勅等年金を支給する旨の通知を受けた者で昭
和四十一年七月一日においてその支給を受ける
ことができるものには、一時金として三万円を
支給する。この場合においては、第四条及び第
六条から第十二条までの規定を準用する。

3 勅等年金は、昭和四十一年分(同年六月の支
給に係る分を除く)以降、支給しない。

4 この法律の規定に基づく一時金は、この法律
の施行の日から起算して六月をこえない範囲内
において政令で定める日からその支給を始める
ものとする。

(総理府設置法の一部改正)

5 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七
号)の一部を次のように改正する。

第六条 旧勅章年金受給者に関する特別措置法
(昭和四十一年法律第二百二十七号)の施行に
関すること。

旧勅章年金受給者のかつて受けた経済的處
遇が失われたこと等の事情にかんがみ、その処遇
の改善を図るために、特別の措置として一時金を支
給することとする等の必要がある。これが、この
法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費としては、約九億円の見
込みである。

○木村委員長 提出者より趣旨の説明を求めま
す。岩動道行君。

○岩動議員 ただいま議題となりました旧勅章年
金受給者に関する特別措置法案につきまして、そ
の提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

に至り勅令第七二五号によりまして廃止されま
たが、同時にまた、この勅令により昭和十五年四
月二十五日以前の継承者につきましては、旧令に
よつて年金は下賜されていたのであります。しか
るに終戦後、昭和二十一年三月に至りまして、こ
れらの勅章年金は、昭和二十年十二月末を限りと
いたしまして、一切廃止されることとなつて今日
に至つておるのであります。

戦後二十年、この間幸いに我が国の経済は順調
に再建発展しまして、国民生活も年一年と向上を
たどりつつあるのであります。この間にあって旧
勅章年金受給者については、かつて支給され
ていました年金は打ち切られ、その経済的期待權
を喪失し、不遇のうちに日々送っている人々も
多いのであります。御同情にたえないものがあ
ります。よって、本法律によりまして、これらの
人々の待遇改善をはかるため特別の措置を講じ、
あわせて勅等年金受給者についても、その年金額
が現在きわめて少額で、受給者の大部分はわずか
数十円という低額のものでありますので、これが
改善措置を行なおうとするものであります。

本法律案の要旨を申し上げます。

旧勅章年金受給者については、昭和三十八
年四月一日において日本国籍を有する者に対しま
して、旧制の功級による区別なく、十萬円の一時
金を特別措置として支給しようとするもので、そ
の認定は、これを受けようとする者の請求に基づ
きまして、内閣総理大臣が行なうこととしており
ます。

本法律案の審査結果は、伊能繁次郎君外二十九名提
出、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正
する法律案を議題といたします。

○木村委員長 起立多数。よって、本法律案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

○木村委員長 本案について質疑及び討論の
申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。
旧勅章年金受給者に関する特別措置法案につい
て採決いたします。

本法律案の審査結果は、伊能繁次郎君外二十九名提
出、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正
する法律案を議題といたします。

○木村委員長 次に、伊能繁次郎君外二十九名提
出、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正
する法律案を議題といたします。

○木村委員長 本法律案について質疑及び討論の
申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

本法律案の審査結果は、伊能繁次郎君外二十九名提
出、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正
する法律案を議題といたします。

○木村委員長 次に、伊能繁次郎君外二十九名提
出、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正
する法律案を議題といたします。

たします。

○木村委員長 これにて趣旨の説明は終わりま
した。

○細田政府委員 旧勅章年金受給者に関する特別
措置法案につきましては、政府いたしまして、
やむを得ないと存じております。

○細田総務副長官 ます。細田総務副長官。

○細田政府委員 旧勅章年金受給者に関する特別
措置法案につきましては、政府いたしまして、
やむを得ないと存じております。

○木村委員長 本法律案について質疑及び討論の
申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

本法律案の審査結果は、伊能繁次郎君外二十九名提
出、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正
する法律案を議題といたします。

○木村委員長 起立多数。よって、本法律案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

○木村委員長 本法律案について質疑及び討論の
申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

本法律案の審査結果は、伊能繁次郎君外二十九名提
出、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正
する法律案を議題といたします。

○木村委員長 次に、伊能繁次郎君外二十九名提
出、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正
する法律案を議題といたします。

見ますと、その不安定な立場にもかかわらず、離職後の措置に多分に不備な点が多いのであります。たとえば、炭鉱離職者、金属産業関係離職者にとられてきた離職対策と比較いたしますと、その対策はきわめて不十分であると言わざるを得ないのです。特に駐留軍離職者は、中高年齢層が多く、その再就職ははなはだ困難な状況にあり、これらを見地に立ちますとき、駐留軍関係離職者につきましては、その就職対策をさらに積極的に行なう必要があると考え、本法案を提出した次第であります。

次て、その要旨を御説明申上げます。

ます。小平労働大臣

○小平國務大臣　たゞいま御提案になりました駐留軍關係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案につきましては、政府としてはやむを得ないものと考えます。

○木村委員長 本案については質疑及び討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

第一点といたしましては、すでに炭鉱離職者に対する行なわれております特別の就職指導と、その就職指導を受ける間に支給される就職促進手当の制度を、駐留軍関係離職者にも実施しようすることになります。

第二点は、これもすでに炭鉱離職者や金属鉱業等離職者に対し実施されてまいりましたごとく、駐留軍関係離職者を雇い入れる事業主に対して、雇用奨励金の支給を行なうこととし、離職者の再就職促進をはかることとするわけでございま

なお、これらの措置は、一昨年、日米共同声明による米軍基地の縮小に伴つて大量の解雇が行なわれた事実に着目いたしまして、昭和三十九年一月一日以降の離職者を対象として行なうこといたしました。

以上、はなはだ簡単ながら、本法案の提案理由並びにその概要について御説明申し上げた次第でございます。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○木村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○木村委員長　この際、国会法第五十七条の三の規定により、本案について内閣の意見を聴取する

第一級から第三級まで	一八四、〇〇〇円
第四級から第七級まで	一一三、〇〇〇円
第八級から第一級まで	五五、〇〇〇円
第一級から第四級まで	一八、〇〇〇円
第一級から第一級まで	一八、〇〇〇円

第一項に規定する者が、連合國占領軍等の行為等により負傷し、又は疾病にかかる後に連合國占領軍等の行為等によらないで負傷し、又は疾病にかかる場合であつても、従前の身体障害の程度のみによつて特別障害給付金を支給するものとする。

第一項に規定する者がこの法律の施行前にその身体障害につき障害給付金に相当する見舞金の支給を受け、その金額が障害給付金の額をこえている場合においては、当該こえる金額を特別障害給付金の額から控除した金額を支給する。

第九条第三項から第六項までの規定は、特別障害給付金に係る身体障害の等級及びその額について準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「障害給付金」とあるのは、特別障害給付金」と読み替えるものとする。
 (特別遺族給付金の支給)

第十四条の四 特別遺族給付金は、第十一条第一項に規定する遺族に支給する。

2 特別遺族給付金の額は、十五万五千円とする。

3 第一項に規定する遺族がこの法律の施行前に遺族給付金に相当する見舞金の支給を受け、その金額が遺族給付金の額をこえている場合においては、当該こえる金額を特別遺族給付金の額から控除した金額を支給する。

4 第十一条及び第十二条第一項及び第二項の規定は特別遺族給付金の支給を受けることができる同順位の遺族が二人以上ある場合については、当該こえる金額を特別遺族給付金の額の規定は特別遺族給付金の支給を受けることができる同順位の遺族が二人以上ある場合について、同条第三項の規定は特別遺族給付金の支給を受けることができる同順位の遺族が二人以上ある場合について、同条第三項

これらの規定中「この法律の施行の日」とあるのは、「一部改正法律の施行の日」と読み替えるものとする。

(特別打切給付金の支給)
第十四条の五 特別打切給付金は、打切給付金の支給を受けた者に支給する。

2 特別打切給付金の額は、十八万六千円とする。

第十九条第二項中「第十七条の規定」を「第十七条の規定（その準用規定を含む。）」に改める。

第十九条第二項中「第十七条の規定」を「第十七条の規定（その準用規定を含む。）」に改める。

附 則
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

(この法律の施行前に死亡した被害者の遺族に対する支給金)

2 国は、被害者（この法律による改正後の連合國占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（以下「新法」という。）

第二条第二項に規定する被害者をいう。以下同じ。）が、被害者（この法律による改正後の連合國占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（以下「新法」という。）

第二条第二項に規定する被害者をいう。以下同じ。）で昭和三十六年十二月二十日前に連合國占領軍等の行為等（新法第二条第一項に規定する連合國占領軍等の行為等をいう。以下同じ。）において死亡したものにつき、当該死亡の日において新法を適用するとしたならば、その者が新法の規定により支給を受けることとなる療養給付金、休業給付金、障害給付金又は特別障害給付金、休業給付金、障害給付金を、その者の遺族でこの法律の施行の日において日本の国籍を有するものに対し、支給する。

3 国は、被害者（昭和三十六年十二月二十日以後この法律の規定により支給を受けることとなる特別障害給付金又は特別打切給付金の額に相当する金額の支給金を、その者の遺族でこの法律の施行の日において日本国籍を有するものに対する支給金を、その者が新法の規定により支給を受けることとなる療

のに対し、支給する。

4 新法第四条、第十一一条、第十二条、第十五条から第十七条まで及び第二十二条から第二十六条までの規定は、前二項の支給金について準用する。

十二条中「この法律の施行の日」とあるのは、「連合國占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第一号）の施行の日」と読み替えるものとする。

(妻に対する支給金)

5 この法律の施行の際ににおける被害者の妻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はこの法律の施行前に被害者が死亡している場合においては、被害者の死亡の当時における妻で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、この法律の施行

の日ににおいて日本の国籍を有するものに対しては被被害者の死亡の当時における妻で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、この法律の施行

の日ににおいて日本の国籍を有するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額の支給金を支給する。

一 新法の規定により特別障害給付金の支給を受けることができる者で当該身体障害の等級が第四級から第七級までに該当するものの妻

二 新法の規定により特別障害給付金の支給を受けることができる者で当該身体障害の等級が第一級から第三級までに該当するものの妻

三 新法の規定により特別障害給付金の支給を受けることができる者で被害者の死亡の当時における妻（新法第十四条の四第四項において準用する新法第十二条第一項第一号に掲げる者である場合に限る。）であるもの

四 新法の規定により特別打切給付金の支給を受けることができる者の妻

五 附則第二項又は第三項の規定により次に掲げる支給金の支給を受けることができる者で被害者の死亡の当時ににおける妻（前項においては、

る者である場合に限る。）であるもの

イ 第一级から第三級までの身体障害の等級による特別障害給付金の額に相当する金額の支給を受けることができるもの

ロ 第四級から第七級までの身体障害の等級による特別障害給付金の額に相当する金額の支給を受けることができるもの

ハ 特別打切給付金の額に相当する金額の支給を受けることができるもの

五万円

七万五千円

6 新法第四条、第十五条から第十七条まで及び第二十二条から第二十六条までの規定は、前項の支給金について準用する。

連合國占領軍等の行為等による被害者又はその遺族の置かれている特別の事情にかんがみ、特別給付金等を支給することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

府の実態調査の結果、これらの者に対する救援の立法措置を講じ、それぞれの被害の実情にあわせ、療養給付金、休業給付金、障害給付金、遺族給付金、葬祭給付金及び打ち切り給付金を支給することとしたのであります。

しかししながら、この法律による措置は、被害者が、法律施行前に占領軍等の行為以外の原因で死亡した場合には適用されないと、救援措置としては十分でなく、かつ被害を受けたときから相当の年月を経て実施されたという経緯もあり、また最近における災害補償制度並びに社会保障制度の進展等、社会情勢の変化に伴い、被害者より国庫並びに政府に対しまして、さらに救援措置の適用を広め、厚くするよう、しばしば陳情、請願が行なわれてまいっているのであります。これら被害者のお気の毒な状況を考慮しまして、この法律案を提出することとした次第であります。

本案の具体的な内容について御説明申し上げますと、まず第一に、障害給付金または遺族給付金及び特別打ち切り給付金を受けることとした者のうち、本法律施行の日に日本国籍を有するものに対し、新たに特別障害給付金、特別遺族給付金及び特別打ち切り給付金を支給することとしたしております。

なお、これらの額は、それぞれの現行給付金額を考慮して定めております。

第二に、被害者が現行法の施行前、すなわち昭和三十六年十二月二十日前に占領軍等の行為等以外の原因によって死亡した場合においても、その被害者の遺族に対しまして、療養給付金、休業給付金、障害給付金または特別障害給付金の額に相当する金額の支給金を支給することとしております。

第三に、被害者が昭和三十六年十二月二十日から本法律施行の日までの間に占領軍等の行為等以外の原因によって死亡した場合においても、その被害者の遺族に対しまして、特別障害給付金または特別打ち切り給付金の額に相当する金額の支給金を支給することとしております。

第四に、本法律施行の日において日本国籍を有する被害者の妻、被害者が死亡している場合は、死亡当時の妻に対しまして、五万円または七万五千円の支給金を支給することいたしております。ただし軽度の障害者の妻は除いてあります。

以上、本法律案の提案の理由及びその内容の概要を申し上げた次第であります。が、何とぞ慎重審議の上、直ちに御賛成くださるようお願い申し上げます。

○木村委員長 この際、大出俊君より発言を求められておりますので、これを許します。大出俊君。

提案者である受田さんにはまずもつて承りたいのですけれども、本法案の重点といいたしております点は四つほどあるのではないかと思いますので、簡単に御答弁いただきたいと思います。

○受田議員 御質問にお答えいたします。本法案の骨子とされている点は、ただいま提案理由に申し上げましたところの四つの問題点の解決にあるのであります。

御存じのよう、本法は、現行法は昭和三十六年十二月二十日に施行されて、ある程度の救援措置が講ぜられておるのでございますが、しかしながら、この救援措置は、たとえばここに掲げてありますところの特別給付金関係のものにいたしましても、あの灾害を受けられた当時の無職者の日給二百円を基礎にして、その千日分という見舞い金措置にとどまっているわけです。この問題点は、無職者と有職者を考えたときに、有職者のほうがはるかに多い六八%、無職者は三一%であったという現状にかんがみたときに、その平均をとったときには三百五十五円、差し引き百五十五円を支給すべしという断定に立つたわけでござい

また、その後これらの給付金を受けた方々の国
会陳情並びに政府に対する陳情を見ましても、こ
れらの方々のうちで、この法律施行前被害者が占
領軍等の行為以外の原因で死亡した場合に対しして
の措置がしない。これに対しても、その遺族に
対して特別の給付金を支給すべきであるという御
要望、これも被害を受けた方々の立場は同じでござ
りますから、われわれは、法律施行前の方々が
占領軍等の行為以外の原因で死亡された場合に
も、同様追加支給措置を講すべきであるという断
定に立ったわけでございます。

さらに、被害者に対しまして特に問題となるこ
とは、その奥さまが御主人の御苦労に對してどん
なに重荷を負っておられるかを考えなければなり
ません。私は、これらの奥さまが重傷を負った御
主人をささえていたその日常の生活苦と精神的な
苦痛を考えたときに——現在戦没者に対しまして
は、その妻に對して特別給付金二十万円が昭和三
十八年に施行されました。また戦傷病者に對して
は、すでに衆議院を通過し参議院で自下審議段階
にある、十萬円の戦傷病者の妻に對する特別給付
金制度が確立しております。これらを勘案したと
きに、占領軍という特殊の事情の被害を受けてな
くなられ、あるいは傷つかれた方々の奥さんに對
する特別給付金制度を、一時払い方式で七万五千
円ないし五万円の措置をすることは、当然である
と考えておるのでござります。

いま一つの理由は、ここに書いてあるとおりな
ので追加する必要もないと思います。

以上、四つの改正点を列挙したわけでございま
すが、われわれはこの機会に、いまお尋ねになら
れた法案の改正点を十分理解をして、當時の事情
と現時点における事情とは大幅に変わつておるこ
とを考えて、しかもここにおられる全議員だけで
なく、三党あげて——この提案者、賛成者をござ
んいただけば、衆院一致、衆議院全議員賛成のも
とに出了法案であるということを御理解いただき
たいと思います。

○大出席員 そこで大蔵大臣に、これまた簡単に御質問を申し上げたいのですが、いまの重い点からいきますと、まず一へん補償らしきもののが行なわれておる、こういう理由がありますけれども、それは三十七年の実施、つまり十年ほどおくれておるというになりますし、それから当時の全産業平均給与等から見まして、一番低いところをとつたという実情もござります。さらに、いまお話を出ましたような特別給付金制度などといふものが、講和条約発効後のものについてはとちられております。それから沖縄におきましても、つい最近、一人当たり四十三万円くらいに該当いたしましたが、全く同じ制度でありますし、日本の場合に換算をいたしますと、五十何万になるのであります。ですが、その差というのは、全産業平均といふ形の給与の取り方が、沖縄のほうが日本より低いというところにあるのでござります。したがつて、そういう点からいきますと、それとの比較の面で、前回補償はしているというようなものの、あまりといえば違い過ぎるという問題が生じていいわけであります。さらに行政協定、地位協定に基づくもの等を考えますと、やはりこの際、いま受田さんが言われるようく、何としても早急に――これはいま御提案は直ちにここで、こういうお話をございましたが、予算官庁である大蔵省といふ立場から、いろいろ耳聞をいたしますと、むずかしい事情等が述べられておりますけれども、この際いまここで直ちに実施するということに大臣から御賛同をいただけないならば、近い将来に向かつて急ぎかくしかじかの措置をとるといふ点を明確にしていただきなければ、今日一万四百五十名ほどの該当者のうちで、死亡が四千三百八十四、後遺症で呻吟されておる、今日なおかつ病院に入つておられたりする方が三千二百四十九名もあるわけでありますから、それらの点も十分にひとつ御勘案いただきまして、明確な御答弁を承っておきたいと存する次第であります。

おり、昭和三十六年法律第二百五十五号で給付金が支給された。私はいいことが行なわれた、こういふふうに存じまして、処置完了、こういうふうに理解をしておったところ、今度内閣委員の皆さん、三党の各位から、いろいろの御意見を承つた次第でございます。それで、御意見のとおり考えてみますると、今日なお処置を要する被害者もある、こういうふうに思いますが、それらの方に対しましては、何とかかかるべき措置を考慮いたしたい、かように考えておる次第でございます。

○大出委員 そういたしますと、三党で相談をいたしまして、意見一致して提案をいたしておりますが、いまの受田さんの提案の趣旨に対しても、御説のとおりであるというものが、いまの御回答の一つであります。もう一点は、しかるべき措置は考慮する、こういうことでございましたが、間違ひございませんか。

○福田(起)国務大臣 処置の方法につきましては、ただいま申し上げましたように、私ども考えておりますが、受田さんが述べられたような処置がそつくりそのままでありますか、これはいろいろ考えなければならぬ点も私どもとしてはあるのです。しかし、お話をのような点もありますので、措置につきまして十分考慮したい、こういうふうに御了解願いたいと思います。

○大出委員 十分考慮するということでございますから、提案者である受田先生に、その辺についてのお考え方を確かめておきたいと思います。

○受田委員 大藏大臣から、私の提案理由に対して御了承をいただき、かつこれに対して十分の考慮をするという御答弁であったと了解をさしていただきます。ただ、これに伴う予算額におきまして、約九億三千五百万円という金額でございます。この金額は、この占領軍の被害者に対する措置としては決して多額ではないし、参議院では、社会党からももとより高額の措置を希望される法案も提出されたこともあるわけなんです。また、この現行法が参議院を通過する段階で、参議院内閣委員会において、他との均衡等を期して非

常にこの措置はまだ低いというお気持ちであったからであります。特別の附帯決議がついておるわけです。

こういうことを考え方、いま大出さん御指摘の、沖縄における同じ事情あるところの講和発効前の被害者に対する行政協定措置に伴う金額は、御存じのように四十万をずっとこえていいる金額である。これらとの均衡を考えたら、当然現在の被害者に対する九億三千五百万円という金額は決して多いものではない、むしろ低きに過ぎるぐらいに考えておりますが、三党一致のこの妥協案でありますので、ひとつ大蔵省もこの九億三千五百万円という額を十分尊重して、御考慮いただくということをお願いしたいと思うのです。

○大出委員 最後でございますが、いまの大臣の御発言等で結論的に申し上げれば、御説のとおりであるから十分考慮する、こういうことになるわけでござりますので、それを了承いたしまして、あわせてひとつ三党共同の提案でござりますので、委員長から一言御発言を賜わりたいと思いま

す。田口誠治君。

○田口（誠）委員 行政相談委員のほうは山内委員から御質問申し上げることになつておりますので、私は一言だけ審議会等の整理の問題について御質問をいたしたいと思います。

そもそもこの法案が提出されましたことは、臨調の答申に基づきまして、各行政機関の能率的な運営とそれから整理ということが主になつて出されておるわけでござります。今日出されておるもののは、ここにも明確に出ておりますように、各行政機関を通じまして廃止されるものが十、統合の結果整理されるものが十九、試験委員制に改めることによりまして廃止されるものが五、計三十四を整理することになつておるわけでございま

す。したがつて、私この内容をずっと検討させていただきましたが、了解のできるものでございま

す。ただ、私は残されておる審議会あるいは調査会等の内容をいろいろと見てみると、なほす

近づいておりますので、そのうちから若干お尋ねをしておきたいと思います。特に意見とか政策に

わたる問題は後日に譲りまして、おもに条文について、この点は明らかにしておかないと運営が困

なければならぬ内容のものが残されておると思

います。こういう点につきまして、今後どう

思います。ちょっと質問を短く整理したので、こちらの質問が手間取るかもしませんが、ごかんべんを願います。

第二条なんですが、「国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）」となつておりますけれども、これは間違いでありますか。百二十一号のように行政管理法令集を見ますと書いておりますが、どちらが正しいのですか。——それは

ます。

○田口（誠）委員 御案内のとおり、行政機関に対するところのもうもうの問題を審議する審議会、調査会の扱いでござりまするので、この扱いに

は、委員の数とか、あるいは委員の中には国會議員が含まれておるというようなこともありますし、画一的にこの問題を律することとの困難性はあると思いますが、事行政に対する重要な問題

でありますので、その点のところは無理のいか

ない検討をしていただいて、そして、できるなれば臨調の答申の精神をどう生かすかという点を御苦労になって、また次の国会に提出していくたゞくということを希望申し上げまして、私の質問を終ります。

○木村委員長 山内広祐君。

○木村委員長

日本専売公社、こうした三公社の業務は、そういう先ほど申しました趣旨で、国民の側から従来いろいろと苦情なり注文なりが、比較的多かつたと思います。そういう意味で、三公社は一応指定したいというふうに考えておるわけあります。そのほか、金融公庫関係の業務につきましては、貸し付けの業務でありますので、まあ貸すか貸さないかという問題につきましては、必ずしもこれは行政相談のベースに乗らない場合も多いと思うのでありますけれども、申し込んだけれどもなかなかその手続がおくれているというようなことについての、いろいろな国民のほうの要望もござりますので、そういう意味で金融公庫もある程度指定をいたしたいというふうに考えておられます。そのほか、道路公団でありますとかいうような業務につきましても、やはり土地の買収等に関連して、国民の苦情も相当あると考えられますので、どういうものも指定したいと考えております。

○山内委員 行政管理庁設置法の二条の十三号

の、「苦情の申出につき必要なあつせんを行なうこと。」と書いてあるのと、この相談委員法の「苦情を通知すること。」という、この苦情の通

知とあつせんとは、どういうふうに相違があるのですか。

○稻木政府委員 あつせんは、関係の行政機関に

行政管理庁が連絡をとりまして、苦情の申し出人のほうに相当理由があるという場合には再考を促すというような取り扱いを考えておるわけあります。

相談委員が通知する場合におきましては、これはいわばあつせんといったふうなところまで

は実は考えておりませんので、こういう苦情があつたということをとりあえず知らせる、知らせることによってその行政機関で大体処理してもら

れるだろうというふうなものを考えておられます。

○山内委員 そうしますと、処置やそういうことの権限は全くないということですね。通知するだけということですか。あとは、しいて言えば意見を開陳できるという、その程度のものですか。

○稻木政府委員 委員の人にすべてあつせんを

ありますけれども、申し込んだけれどもなかなかその手續がおくれているというようなことについての、いろいろな国民のほうの要望もござりますので、そういう意味で金融公庫もある程度指定をいたしたいというふうに考えておられます。そのほか、道路公団でありますとかいうような業務につきましても、やはり土地の買収等に関連して、国民の苦情も相当あると考えられますので、どういうものも指定したいと考えております。

○山内委員 第二条の二号に「通知」という字が

二度使つてますけれども、あとのほうの「申出人

に通知する」というの、「通知する」というのは、それは行政機関がやることですか。相談委員

がやることになりますか、どっちなんですか。

○稻木政府委員 あとのほうに書いてあります通

知は、相談委員が関係の行政機関に通知をしまし

て、そうしてその行政機関で適当な措置をとった

場合におきまして、こういう措置をとったとい

うことを相談委員の人に知らせてもらう、そうして

その知らせてもらった事柄を今度は苦情の申出人

に相談委員を通じて知らせる、こういうことを考

えております。

○山内委員 これもちょっとわがままなやり方な

んで、行政相談委員も迷惑な話だと思うのです

よ。そうしたら相談委員に通知するのと同じも

のをこの行政官庁から申出人に通知すると、二カ

所やるという義務のほうが正しいんじゃないでし

ょうか。どうでしょうか。

○稻木政府委員 啓発、宣伝につきましては、もち

ろんその委員の住所、氏名等を一般の国民に知ら

せるということが非常に必要でございますので、

行政管理庁としては、この点は直接もちろん大い

にやる必要があり、またやるつもりでおります。

また委員にも啓発、宣伝の義務を負わせるとい

うふうなお話をございますが、私ども、これは義務

的なものと考えておりません。ただ、市町村でい

るいろいろ集会等があるわけでございます。そいつ

ような趣旨をひとつ一般に知らせてほしい、こう

いう程度に考えております。

○山内委員 ここでこの前の意見を繰り返すよう

ですが、この条文は運営によつては非常に危険を

伴うわけです。この「啓発及び宣伝」に、たとえ

ば宣伝車を使って宣伝する、そういう経費はあ

たのほうでお持ちになるのでしょうか。そうしてど

うふうに考えております。

○稻木政府委員 新しい法案ですから、いろいろ条文

上にふさわしくない点も意見としてはありますけ

れども、これはいま修正とかなんとかといふこと

になると、また参議院に戻るということで、せつ

かくの皆さんの努力が結ばないこともあります

ので、私どもきょうはこの程度で質問は終わりたい

と思いますけれども、ただ最後にこれは委員長を

含めて意見をちょっとこの際申し上げておきます

。この二つの法案は、去る十七日に、ああいう混

やつていただくということは必ずしも考えておら

ない

で、実は通知することによって、その行政

機関にもう一度考

え直してもら

う

機会をつ

くつてもらう。もし委員がそういうふうに通知を

いたしまし

ても、その行政機関のほうでそうした

十分な再考なり吟味なりが行なわれないという場

合には、今度は委員のほうから行政管理庁のほう

に重ねて連絡をしてもら

う、こういう考

えをとり

たい

と思います。

○山内委員 これもちょっと意見がありますけれ

ども、省略して、第三条の、これはこの前によつ

と関連質問で私が聞きしておつたのですが、業務

の啓発及び宣伝は相談委員に義務づけないで、當

然官庁のほうでおやりになるのが正當である、私

が考

えてお

ります。

○山内委員 これもちょっと意見がありますけれ

ども、省略して、第三条の、これはこの前によつ

と関連質問で私が聞きしておつたのですが、業務

の啓発及び宣伝は相談委員に義務づけないで、當

然官庁のほうでおやりになるのが正當である、私

が考

えてお

ります。

○山内委員 これもちょっと意見がありますけれ

ども、省略して、第三条の、これはこの前によつ

と関連質問で私が聞きしておつたのですが、業務

の啓発及び宣伝は相談委員に義務づけないで、當

然官庁のほうでおやりになるのが正當である、私

が考

えてお

ります。

○山内委員 これもちょっと意見がありますけれ

ども、省略して、第三条の、これはこの前によつ

と関連質問で私が聞きしておつたのですが、業務

の啓発及び宣伝は相談委員に義務づけないで、當

然官庁のほうでおやりになるのが正當である、私

が考

えてお

ります。

○山内委員 これもちょっと意見がありますけれ

ども、省略して、第三条の、これはこの前によつ

と関連質問で私が聞きしておつたのですが、業務

の啓発及び宣伝は相談委員に義務づけないで、當

然官庁のほうでおやりになるのが正當である、私

が考

えてお

ります。

○山内委員 これもちょっと意見がありますけれ

ども、省略して、第三条の、これはこの前によつ

と関連質問で私が聞きしておつたのですが、業務

の啓発及び宣伝は相談委員に義務づけないで、當

然官庁のほうでおやりになるのが正當である、私

が考

えてお

ります。

○山内委員 これもちょっと意見がありますけれ

ども、省略して、第三条の、これはこの前によつ

と関連質問で私が聞きしておつたのですが、業務

の啓発及び宣伝は相談委員に義務づけないで、當

然官庁のほうでおやりになるのが正當である、私

が考

えてお

ります。

○山内委員 これもちょっと意見がありますけれ

ども、省略して、第三条の、これはこの前によつ

と関連質問で私が聞きしておつたのですが、業務

の啓発及び宣伝は相談委員に義務づけないで、當

然官庁のほうでおやりになるのが正當である、私

が考

えてお

ります。

○山内委員 これもちょっと意見がありますけれ

ども、省略して、第三条の、これはこの前によつ

と関連質問で私が聞きしておつたのですが、業務

の啓発及び宣伝は相談委員に義務づけないで、當

然官庁のほうでおやりになるのが正當である、私

が考

えてお

ります。

○山内委員 これもちょっと意見がありますけれ

ども、省略して、第三条の、これはこの前によつ

と関連質問で私が聞きしておつたのですが、業務

の啓発及び宣伝は相談委員に義務づけないで、當

然官庁のほうでおやりになるのが正當である、私

が考

えてお

ります。

○山内委員 これもちょっと意見がありますけれ

ども、省略して、第三条の、これはこの前によつ

と関連質問で私が聞きしておつたのですが、業務

の啓発及び宣伝は相談委員に義務づけないで、當

然官庁のほうでおやりになるのが正當である、私

が考

えてお

ります。

○山内委員 これもちょっと意見がありますけれ

ども、省略して、第三条の、これはこの前によつ

と関連質問で私が聞きしておつたのですが、業務

の啓発及び宣伝は相談委員に義務づけないで、當

然官庁のほうでおやりになるのが正當である、私

が考

えてお

ります。

○山内委員 これもちょっと意見がありますけれ

ども、省略して、第三条の、これはこの前によつ

と関連質問で私が聞きしておつたのですが、業務

の啓発及び宣伝は相談委員に義務づけないで、當

然官庁のほうでおやりになるのが正當である、私

が考

えてお

ります。

○山内委員 これもちょっと意見がありますけれ

ども、省略して、第三条の、これはこの前によつ

と関連質問で私が聞きしておつたのですが、業務

の啓発及び宣伝は相談委員に義務づけないで、當

然官庁のほうでおやりになるのが正當である、私

が考

えてお

ります。

○山内委員 これもちょっと意見がありますけれ

ども、省略して、第三条の、これはこの前によつ

と関連質問で私が聞きしておつたのですが、業務

の啓発及び宣伝は相談委員に義務づけないで、當

然官庁のほうでおやりになるのが正當である、私

が考

えてお

ります。

○山内委員 これもちょっと意見がありますけれ

ども、省略して、第三条の、これはこの前によつ

と関連質問で私が聞きしておつたのですが、業務

の啓発及び宣伝は相談委員に義務づけないで、當

然官庁のほうでおやりになるのが正當である、私

が考

えてお

ります。

○山内委員 これもちょっと意見がありますけれ

ども、省略して、第三条の、これはこの前によつ

と関連質問で私が聞きしておつたのですが、業務

の啓発及び宣伝は相談委員に義務づけないで、當

然官庁のほうでおやりになるのが正當である、私

が考

えてお

ります。

○山内委員 これもちょっと意見がありますけれ

ども、省略して、第三条の、これはこの前によつ

と関連質問で私が聞きしておつたのですが、業務

の啓発及び宣伝は相談委員に義務づけないで、當

然官庁のほうでおやりになるのが正當である、私

が考

えてお

ります。

○山内委員 これもちょっと意見がありますけれ

ども、省略して、第三条の、これはこの前によつ

と関連質問で私が聞きしておつたのですが、業務

の啓発及び宣伝は相談委員に義務づけないで、當

然官庁のほうでおやりになるのが正當である、私

が考

えてお

ります。

○山内委員 これもちょっと意見がありますけれ

ども、省略して、第三条の、これはこの前によつ

と関連質問で私が聞きしておつたのですが、業務

の啓発及び宣伝は相談委員に義務づけないで、當

然官庁のほうでおやりになるのが正當である、私

が考

えてお

ります。

○山内委員 これもちょっと意見がありますけれ

ども、省略して、第三条の、これはこの前によつ

と関

乱の際でありますて、私どもも十分これは質疑を

۱۰

して、いまちょっと御質問申し上げた点なども深く掘り下げて、今後どういうふうにこれは建設的にこの法案を盛り上げ、行政の能率をあげていくかということで協力申し上げたいと実は考えておったのであります。ところが、そういう形にならないで、はなはだ私残念に思つておりましたけれども、委員長の賢明な判断とそのほかの方々の努力で、ああいう無理な採決で法案を打ち切ることはよくない、そういう判断に立って国会正常化

○木村委員長　内閣提出第一五号、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案、及び内閣提出第三七号、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案、以上の両案を一括して議題とし、質疑を行ないます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。村山喜一君。

○村山(喜)委員 先ほどの問題につきましては、憲法の問題に関する条項であり、しかも信教の自由という基本的個人権に関する問題でありますので、誤解を与えるようないよう、一応現在の時点における問題点だけを詰めておきたいと考えるわけでござります。

法案でありまして、今後この二つの法案が行政面で成績をあげるためには、与野党的協力がなければ得られない、実効があがらない法案であります。したがつて、十七日の採決が、社会党が反対した、原案に反対しておきますというと、将来いろいろな問題で原案が基礎になりますから、私ども反対の立場をとらざるを得ないことが多いな る。それではこの二つの法案はなかなか大きく育たない、こういう考え方を持っておりますので、あの十七日の採決については、いろいろ典例もあり、習慣もあることではありますけれども、私どもの考えもし織り込めるならば織り込めるような委員長の適切な御配慮をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○木村委員長　この際申し上げます。
去る十七日の本委員会において、行政相談委員
法案及び審議会等の整理に関する法律案の採決に
際し、起立多数と宣言いたしましたが、先刻より
の御発言によりまして、両案については自由民主
党、日本社会党及び民主社会党とも賛成であるこ
とが明らかになりましたので、ここにあらためて
全会一致であることを明確にしておく次第であり

りますけれども、そういうことがないよう、處罰しなければならないような行事を行なうという気持ちは、まだ私どもは実はありません。したがつて、せっかくの御指摘ですから、憲法問題といふものをさらに検討しまして、そうしてこの行事をやるにいたしましても、疑議の起らぬいうに私どもで十分考慮いたします。

すので、そういう立場から基本の個人権が侵されないような措置として十分考慮されたいという点をつけ加えて、次の問題に入りたいと思います。

私は、松野長官に基本的な姿勢としてお尋ねをいたしたいのは、歴代の防衛長官が、自衛隊法の取り扱いの問題等について、あるいは防衛厅長官としてなされる行政行為というものと法律との関係においては、小泉前防衛厅長官の時代から今日

ど長官もお認めになつておるよう、現在法制局とも話をしている最中でもあるし、あるいは部内においてもまだそこまで検討もされていない状況でございますので、今後あなた方が検討をされます際に、やはり先ほども言われたように、憲法上の規定というものは順守すべき立場にあることは何人も否定し得ないのでございますから、宗教上の行為というのは、これは礼拝なり、あるいは祈りなり、その他の宗教的信仰の表示されたたすべての行為ということになつておるのでございま

○松野國務大臣　部隊の行動と申しましても、今回の場合は内容、行事がそういう趣旨でありますので、特に強制というふうな考へで今日この案をつくったわけじやございません。一つの部隊の行動計画ということでありまして、もちろん行動でですから部隊命令に準ずることは当然でしようけれども、今回は、宗教的な問題あるいは憲法上の問題があるなら、その問題を考慮した上で部隊の行動計画をつくりたいと考えております。

○村山(寛)委員　この問題につきましては、先ほ

と思うのですが、私はやはりそういうような部隊命令といいますか、命令を出して、それによって行動を整えるというような方式に入るたぐいのものではないのではないかと思うのです。それは基本的人権に関する信仰の自由の問題です。そういう立場から、そのような状態に至らないような手続きをとりたいということはわかる。しかし、場合に強制をして、強制をした結果、従わないから処罰をするというようなことは、間違いだと私は思うのです。その点を明確にしておきたいのです。

に考えております、今後においてはそういうようにならぬことにならないよう措置をいたしますという答弁をいたしておられるのであります。この考え方というものは、私は、やはり法律と行政との関係において、シリアル・コントロールという基本的な立場が、国会が基本的には討議をしていくと、いう姿勢の中において、あなた方が行政的にさらりと統制をはかつていくという形が、日本の自衛隊

である。しかし、それらの編成にあたっては相当時間的な余裕も必要があるので、やむを得ざる措置としてこれを行なつたのでござります。こういう答弁が行なわれてゐるのでござります。ただ、それは適當な措置ではないということを認めました。なお、そういうような事態が生ずるとするならば、あらかじめこの内閣委員会において、このような事情でござりますからといふ了承を得べきではなかつたかという点につきまして追及をいたしましたが、その点につきまして、全くそのとおり

て追及をいたしたのでござります。それは、当時防衛二法が通過をいたしませんので、それの措置をいたしましてとられた行為が法律に適合しているかないかということを、私が追及をいたしたのであります。というのは、臨時築城航空隊の新編という問題が行なわれまして、それが第八航空団の新編を規定した防衛二法が成立をしていないための暫定措置としてとられたことがあります。これを私がただしてまいりますと、法案が通らぬ前に臨時という名のもとに法案の通過成立後の準備行為をしたという点については、これは遺憾

に至るまで変わっているものではないと考えるの
でございますが、その点は間違いないだらうと思
いますけれども、念のために前置きをして質問を
いたしてまいりたいと思います。

というのは、今回提案をされております防衛二
法の中で、第七航空団司令部の所在地を移転する
という内容が入っているわけでございます。これ
に関連をいたしまして、実は昭和三十九年十二月
十八日、この内閣委員会で私が当時の防衛庁長官
でありました小泉さんに、築城の問題につきまし

の今日の姿であろうと思うのであります。そういう立場からするならば、やはりそこには行政行為としてなされる内容というものも、法律によつて規定をされるまでは一定の限界があるし、それにそのような措置を万々とらなければならぬ事態が生まれたといたしましても、それについてはあらかじめ了解を得るというような方途をとるのが正しいし、妥当であると私は考えるのでござりますが、やはりそういうような考え方の方は、小泉長官と同様に現在の防衛庁長官もお考えになつてゐるものかどうか、この点をお伺いをいたしておきたいのであります。

○松野国務大臣 御承知のよう、自衛隊法で規定されている項目、その範囲において行政に委任

されている事項といふのは、法律では二つに分かれております。こういうものは立法

府の議決を経なければならぬ、こういうものは長官の権限として委任するという区分けが明確にあると思ひます。したがつて、その区分けを越えるようなことは行政がやるべきではない、私はそう考へております。

○村山(喜)委員 そこで、今回百里に第七航空團

の基地をかえる、こういう計画でござります。そ

で、私は、いま長官からそういう基本的な考え方、姿勢の問題については聞いたのでござりますが、事務局において今日までなされてまいりま

した行為が、はたして適法な行為として承認できるものであるかどうかということについて疑義を感じますので、現在の実情について、あなた方は移転準備、その部隊編成の準備過程にあるからこのようないくつかの措置をとつたのだと言われるだうと思ひます、今日百里に至りまするこの航空團の新設過程の中において見られることについて、説明を願つておきたいのであります。

○島田(豊)政府委員 現在、第七航空團は入間に

ござります。從來その入間第七航空團の部隊は、F 86 F の第九飛行隊を主体としておりまして、今回 F 86 F の部隊を廃止いたしまして、F 104 J の部隊を二個飛行隊百里に展開をするということで、

F 86 F の第九飛行隊を主体としておりまして、今

回 F 86 F の部隊を廃止いたしまして、F 104 J の部隊を二個飛行隊百里に展開をするということで、

百里基地に配置をいたしておるわけでございま

す。第七航空團は、航空團の司令部と飛行群、整備群及び基地業務群、こういう編成でござりますが、司令部はもちろん現在入間にございま

して、現在パイロットを含めて約千二百名の者を

百里基地に配置をいたしておるわけでございま

す。第七航空團の司令官以下入間において勤務い

て、第七航空團の司令官以下入間において勤務い

ます。したがつて、百里基地の工事の完成に伴い

まして、二つの F 104 J の飛行隊を百里に前進させ

まして、現在いろいろ実際にそういう新たな勤務

につきます準備をいたしておるということでござ

ります。したがつて、百里における飛行隊の

運営をいたしますための整備群あるいは基地業務

群も、現在百里に配置をいたしておる、こうい

うことでござります。

○村山(喜)委員 では、私がいまから読み上げる

ことは間違いないか、間違いか、その点を指摘を

しておきたいと思います。

昭和四十年四月から七月にかけて F 104 準備室が

入間において開設された、これはどうですか。

○島田(豊)政府委員 ただいま御質問の点につき

まして、その日時であつたかどうか、私はつきり

承知しておりませんが、準備室ができたというこ

とであろうと思います。

○村山(喜)委員 準備室というものがつくられた

ことは事実であります。その点はどうですか。

○島田(豊)政府委員 事実でござります。

○村山(喜)委員 四十年の八月以降、その準備室

は百里に進出をしましたか。いかがですか。

○島田(豊)政府委員 おそらく百里に進出して

おつたと思います。

○村山(喜)委員 そこで、司令部、飛行群、整備

群及び基地業務群、こういう編成でござりますが、

百里に投入をしましたか、どうですか。

○村山(喜)委員 当時においては、百里という基

地は法律上まだ存在していないわけですね。存在

をしていないところに自衛隊の部隊を移動をさせ

るその準備をあなた方がやられる場合には、臨時

勤務及び出張という名目でしかこれは百里に投入

はできないわけじゃないですか。そういう形にお

いてあなた方はやられたのでしょうか。それはどう

なんですか。

○島田(豊)政府委員 進出したと思ひますけれども、その名目がそういう出張とか臨時派遣とかいう形であったかどうか、ちょっと私も承知しておりません。

○村山(喜)委員 当時においては、百里といふ

地は法律上まだ存在していないわけですね。存在

をしていないところに自衛隊の部隊を移動をさせ

るその準備をあなた方がやられる場合には、臨時

勤務及び出張という名目でしかこれは百里に投入

はできないわけじゃないですか。そういう形にお

いてあなた方はやられたのでしょうか。それはどう

なんですか。

○島田(豊)政府委員 進出したかということについては、私いまよつ

と手元に資料がございませんけれども、百里飛行

場の開設に伴います告示としましては、物権の制

限に関する告示、これが昭和四十年五月七日付で

ござります。さらず本年に入りまして、航空灯火

に関する告示、これが四十一年一月二十七日付で

ござります。それ終了いたしております。

○島田(豊)政府委員 临时使用承認の手続がいつ

完了したかということについては、私いまよつ

と手元に資料がございませんけれども、百里飛行

場の開設に伴います告示としましては、物権の制

限に関する告示、これが昭和四十年五月七日付で

ござります。さらず本年に入りまして、航空灯火

に関する告示、これが四十一年一月二十七日付で

ござります。それ終了いたしております。

○島田(豊)政府委員 この二個飛行隊について

は、十二月二十日に編成をいたしましたのと、こ

としの三月末日に編成いたしましたのと、二つの飛行隊があります。

○島田(豊)政府委員 この二個飛行隊について

は、十二月二十日に編成をいたしましたのと、こ

としの三月末

う関係の部隊はそれに伴いまして編成されることになります。

○村山(喜)委員 昨年の十一月二十日に新編されひつと調査しておいたいたいと思います。それで飛行訓練を開始したのはいつからですか。

○島田(喜)政府委員 104Jが現実に進出いたしましてから、逐次訓練は開始しておると思いますが、部隊が正式に編成されました以降、いつの時点から正式の訓練に着手したか、この辺も私は十分承知しております。

○村山(喜)委員 そういたしますと、今日この百里には、先ほどの説明にはたしか部隊の人員は千二百名だと聞いたのですが、それだけおるわけですね。こどしの六月十二日に何か記念行事を行なわれましたか。

○島田(喜)政府委員 六月十二日の記念行事は、飛行場開きという形で記念行事を行なつております。

○村山(喜)委員 今まで法律の上で基地が設定をされたとするならば、普通であるならば基地開設式といふものが設けられるのが普通ですね。この飛行場開きというのは、すでにこどしの一月から飛行訓練が開始され、先ほどの説明を承りますと、飛行場の設置告示は四十年十一月二十六日に行なわれている。それを飛行場開きというので、ことしの六月十二日にそういうような何か式にかわるようなものをやらなければならない理由があつたのですか。

○島田(喜)政府委員 正式な記念行事としましては、航空団が百里に正式に配置されましてから、航空団としての正式の記念行事をやるのを通常であるうと思ひますけれども、すでに昨年工事も一応完成いたしまして、現在部隊がそういうふうに

展開いたしておりますので、一応航空機も配置せられた状況において、一般的百里周辺の住民の皆さん方にものとの事実について承知していただけます。

○村山(喜)委員 そこで、これはどうも私たちに考えられるのは、基地開設式ができなかつたので、そのかわりに飛行場開きという名のもとに開いたような印象を受けるのであります。私が三十九年十二月十八日に、この第八十二航空隊の問題で追及をいたしました。そのときには、いわゆる四百五十名の隊員とそのほかの部隊まで入れまして五百五十名、これくらいの部隊が編成をされて、臨時という名において展開をされた。これはおかしいじゃないかということを追及したときに、こういうようなことは望ましいことではない、妥当なことではないということで、事前にそ

うような了解を求めるなりの方法を今後とりますから、こういうことを言わされたにもかかわらず、今度はいまもや千二百名、しかもF-104J戦闘機は三十三機も展開をされた。これは一体基地であるのか何であるのか、自衛隊法施行令からいって場合には、この百里は何に該当するのですか。

○松野国務大臣 入間所属の飛行基地の分遣隊であろうかと思います。

○村山(喜)委員 この分遣隊というのは、長官がどの規定によつて承認をされたのですか。

○松野国務大臣 特に立法事項ではありませんので、その基地においての部内運営の編成の範囲内、大きな編成は立法によつてやるべきもの、行政によつてやるべきもの、その分限の中における

午後五時五十分開議します。
午後三時三十一分休憩

○木村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

参考人招致の件につきおはかりいたします。
明二十五日の委員会において、国家公務員の制度に関する、公務員制度審議会の答申に関する問題について、公務員制度審議会会長前田義徳君を参考人として招致いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○木村委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。
なお、会長の出席時間は、午前十時から十時三十分までござりますので、御了承願います。

○木村委員長 内閣提出第一五号、防衛厅設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案、及び内閣提出第三七号、防衛厅設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案、以上の両案を一括して議題とし、質疑を行ないます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。村山喜一君。
○伊能委員 議事進行。村山君の質疑に入ります前に、さいぜん檜崎君からの保留せられた質問の問題がありますから、大蔵省から御答弁をいただきたい。

○鳩山政府委員 本日、檜崎委員の御質問がございました継続費の問題につきまして、お答え申し上げたいと思います。また、財政法第四条の問題につきまして、関連して申し上げます。

二十七年の参議院の大蔵委員会で、当時の池田大蔵大臣が木村委員の質問に答えられまして、われわれいま軍艦をつくらうなんというような気持ちは全然持つておりませんというような御答弁を

されたことを、私どもは速記録で存じております。これは当時いたしましては、継続費の制度を公共事業のために用いる予定でございまして、いま軍艦をつくる気持ちはないというふうなことをお答えになつておられるのでございます。その当時は、まだ海上警備隊もできておりません時代でございまして、艦船を継続費によって建造する計画は全くなかつたのでございますが、その後逐次防衛力の漸増がはかられてまいりまして、二十八年以来艦船も次第に建造されてまいりましたが、三十一年になりました。私どももいたしましては、大型艦船の建造には、継続費として計上いたしますが、船の建造には相当長期の建造期間がかかりまして、当初にこの事業規模の全体につきまして国会の御了承を得るという必要がございますし、またこの発注の関係につきましても、あるいは船体とか、機関とかいうように分けまして契約のを結んでおるのでございます。

また、もう一つの問題は、財政法第四条で公債の発行対象を公共事業、あるいは貸し付け金、出資金というようなものに限つておりますが、こういったものにつきまして、あるいはただいま申し上げましたような艦船とか防衛厅の施設等が、公債対象になるのじゃないかというような問題がござります。これは御承知のように、本年二月七日の当院の予算委員会におきまして、当初から御質問がございまして、これにつきましては、大蔵大臣並びに総理大臣から御答弁がございまして、防衛費につきましては公債の発行対象にはいたしました。これは御承知のようになります。これは、公共事業といふものは国民全体の資産となるようなものというふうな観点から考え

ておりますので、防衛費のようなものはその対象にはしないということにいたしております次第でござります。

以上、先ほど御答弁が不正確でありましたので、お答え申し上げます。

○橋崎委員 ただいまの問題は、昭和二十七年一月三十一日、参議院の大蔵委員会における当時の池田大蔵大臣とわが党の木村禎八郎委員の間の論議であります。そのときに池田大蔵大臣は、軍艦をつくるなんという気持ちは毛頭ありません、平和的なものに使います。こういうことを答弁しておるのであります。そのときに海上自衛隊がまだないことは知っています。だから、軍艦をつくるうと思つてもつくれないことも知つております。それは形式論であります。われわれは、その当時の警察予備隊から保安隊に変わつていくその将来を見越して、いざれ現在の防衛庁のような膨大な軍備を持つに至るということはそのときから予想しておるから、わが党としては急のために、これが軍事費に使われるようなことはないかということを聞いておるのであります。で、そういうことはありますせんというお答えであったわけです。(発言する者あり)それが、いまや継続費は、全く防衛庁の軍備の軍艦をつくる費用にもうしばられて使われるに至つております。いま声がありましたように、これは十四年昔の論議でございます。だから、この国債がいまは国民の目もきびしいし、われわれの追及も激しいから、そういう形であるかもしれないがこれがだんだん軍事費に流用されてくるようなどはないという保障が、どこにありますか。いいですか。われわれが言うのは、いまの国債は公共事業費に限られております。限られておるが、では、逆に今度の四十一年度の予算で、三千四百億に及ぶ防衛費がもしないと仮定しても、どうなんさい。ないと仮定したならば、公債は半分で済むのです。そうじやないですか。そういう関係にあるのです。そうでないなら、論争しますよ。いまから時間をかけてやりますよ。

○鳩山政府委員 第四条の公共事業費の範囲とい

う問題につきましては、大蔵大臣も総理大臣も御答弁になつたことでございますし、私どもは、こ

れは長い先のことになりますと、いろいろ社会情勢も変わるかと存じますが、財政法という法律が

現在の制度としてあります以上は、公共事業費というものには防衛費は含めないということに私は御答弁するしかないのでございます。これが財政法の根本的な改正というようなことがありますと、それはまた情勢が別になるかと思いますが、そういう先のことにつきましては、やはりそのとくに応じた財政措置というものがいろいろ講ぜらることは当然かと思います。だいまからぞういった事態は想定できないと私どもは存じております。

○橋崎委員 私も、この問題では、いまの答弁では納得できません。これは大いに論争を要するところであります。それで私は、当委員会の空気も考えまして、きょうはこれでこの問題は保留をしておきます。

○村山(喜)委員 先ほど私がどういう根拠に基づいてこういうような措置をとったのかという質問をいたしましたのに対しまして、防衛庁長官は、行政措置としてやつたのだ。その行政措置とは一体何かということでさらに追及をいたしまりをいたしましたのに対しまして、防衛庁長官は、行進設置としてやつたのだ。その行政措置とは一

つも、いわゆる分とん基地としてこの問題を取り上げた、こういうような説明がたしかなされたかと思うのであります。それについてさらにお尋ねをいたしまりますけれども、この内容について説明を要する点がありましたら、事務当局のほうから追加説明を願います。

○島田(豊)政府委員 御答弁申し上げます前に、先ほど村山先生から御質問ございました事項につきまして、その後調査いたしました結果をあらかじめお答え申し上げます。

まず、先ほど申しましたように、100の部隊につきまして、第一の部隊につきましては、昨年の十二月二十日に編成いたしております。それから次の部隊につきましては、この三月三十一日の日付で編成いたしておりますが、管制隊、気象隊

並びに救難隊につきましては、昨年の十二月二十日、第一の飛行隊が編成せられましたと同じ日付で編成をいたしております。基地につきましては、先ほど先生からお話しございましたように、現在入間が本基地でございます。百里は分とん基地

というところでございます。当初三十三年に基地の工事建設のために百里の基地隊を設置いたしまして、その後工事に着工いたしましたが、現在が完成したところで、先ほど御説明いたしましたように、飛行場設置等に関する告示をいたしましたて、逐次この二飛行隊が現地で編成された、こういうことになつておるわけでございますが、現在航空団の司令部はいまだ入間にございますので、入間が基地でございまして、百里は分とん基地ということになつておるのでございます。

○村山(喜)委員 分とん基地といふのは、これは正しいのですか。

○島田(豊)政府委員 基地の設置になりますと、これは政令事項になりますけれども、分とん基地の設置につきましては、長官が定めるところとす

りますと、いわゆる分とん基地としてこの問題を取上げた、こういうような説明がたしかなされたかと思うのであります。それについてさらにお尋ねをいたしまりますけれども、この内容について説明を要する点がありましたら、事務当局の

なた方お考えになつてゐるか。先ほど話を伺いをいたしますと、二飛行隊が現在駐とんをし、千二百名の部隊が駐とんをしている。それは一つの準備過程だということでは、私は説明をされても納得はできないと思うのであります。というの

は、この小規模部隊というのを、きわめて限られたものではないかと思うのであります。昨年は、これまでの部隊が駐とんをしている。それは一つの準備過程だということでは、私は説明をされても納得はできないと思うのであります。というの

は、この小規模部隊というのを、きわめて限られたものではないかと思うのであります。昨年は、これまでの部隊が駐とんをしている。それは一つの準備過程だということでは、私は説明をされても納得はできないと思うのであります。この問題は、この小規模部隊というのを、きわめて限られたものではないかと思うのであります。昨年は、これまでの部隊が駐とんをしている。それは一つの準備過程だということでは、私は説明をされても納得はできないと思うのであります。この問題は、この小規模部隊というのを、きわめて限られたものではないかと思うのであります。昨年は、これまでの部隊が駐とんをしている。それは一つの準備過程だということでは、私は説明をされても納得はできないと思うのであります。この問題は、この小規模部隊というのを、きわめて限られたものではないかと思うのであります。昨年は、これまでの部隊が駐とんをしている。それは一つの準備過程だということでは、私は説明をされても納得はできないと思うのであります。この問題は、この小規模部隊というのを、きわめて限られたものではないかと思うのであります。昨年は、これまでの部隊が駐とんをしている。それは一つの準備過程だ

いう指揮系統が上にありますから、それより上の越権なものを置くならば、おっしゃるよう法律を無視していると言えるかと思います。かつて築城の場合は、御承知のごとく、航空団として司令部の所在地を、法律抜きにして仮司令部というものを置いたじやないか、これは法律事項じやないか、越権じやないか、そこが問題なんです。今度の場合は、法律事項に關係のない、そのもとと下のものは、法律事項に關係のない前に仮司令部というものを移動であります。したがつて、政令事項の範囲であるということが、築城の場合と入間の場合基本的に違います。築城の場合、第八航空団はおのずから角度とどうか、高度が違うと私は思っています。この入間の場合の分遣あるいは派遣といふものは、入間の所管、管轄内でありますから、飛行隊の移動であります。したがつて、この議論はおのずから角度とどうか、高度が違うと私は思っています。

○村山(喜)委員 その性格的な差はわかりますよ。しかしながら、第五十一条の二、ただし書き以降は「ただし、小規模の部隊」これの基地の一部になるものについては、長官の権限なんです。そこで、私がお尋ねしているのは、一体千二百名も駐屯をし、そして二飛行隊もあるようなのが、小規模部隊であるというふうに解釈できます。そこで、「たゞ一千二百名の二飛行隊」というのは大きいが小さいかと言われますが、そんな大きなものでもなければ、そう小さいものでもあります。もちろん日本じゅうの飛行隊から見ると、大きいほうでもありません。したがつて、大きい小さいは人数だけきめられるものでない。したがつて、一番大きなものは四千人、五千人とかさんおりますから、それ以上のものを置くといふなら、法律以上のものを置いておるというそしりを受けるかもしません。千二百人か五百人程

度ならば、法律事項よりも大きなものではあります。法律で規定している以上のものを置いたところには、私は入らないと思います。

○村山(喜)委員 しかばお尋ねいたしますが、新田原の基地は、飛行隊は何飛行隊あって、何名ありますか。

○島田(豊)政府委員 新田原の飛行隊は、百四部隊の二飛行隊でございまして、約千五百名でござります。

○村山(喜)委員 もうすでに新田原と人数は若干の差はあるとしても、二飛行隊ここに現在存在しております。新田原の場合には、これは基地として法律事項なんです。そういたしますと、この百里の場合は、二飛行隊で千二百名、同じじやありませんか。大臣の説明はおかしいです。

○松野国務大臣 編成、指揮命令というものが法律における規定であります。内容は政令事項であります。新田原に三飛行隊を置こうが四飛行隊を置こうが、それはそのときの移動状況によって変わることであります。そういう法律規制の中の問題じゃありません。したがつて、飛行隊は常に移動するものですから、その移動は政令事項に委任されてしまうことになります。新田原に三飛行隊を置くことによって、それが法律事項にならなれば、それが法律事項じゃありません。したがつて、それをおかすようになります。新田原に三飛行隊を置くことによっては、基地では約二十五カ所くらいあります。したがつて、おもなる指揮命令及び所在は、十五カ所は法律事項です。しかし、委任されている政令事項は二十五カ所ありますから、これは法律と政令が同じじゃないことは、数だけでも御理解いただけます。したがつて、そうやさしいわけではありませんが、この説明はやはりできるじゃないか、政令と法律を比べてみれば。

○村山(喜)委員 それじやその問題はおきます。次の問題に移りますが、先般定員の充足率について説明がございました。最近は、海空については充足率がだいぶ向上をしておる。ところが、陸については、やはり向上はしておるけれども、十分でない。そこで、私はお尋ねをいたすのですが、どうもおかしいと思うのです。というのは、基地というのは、別表に法律事項として明示されているのです。こういうような段階に至った過程については、その事情は察するに余りあると思ふのです。しかしながら、五十一条の二の適用によつてあなたがやつたんだ、飛行隊というのは逐次移動していくんだ、そういうような原則でが

んなばられるんだたら、この問題は重大な問題だと思う。この点については、そんなにかつてに飛行隊はどこでも増減ができるはずのものではありません。やはり基地としての性格を持ち、機能を持ち、能力がそこにあればこそ、基地というものが法律事項で明示されるのです。だから、こういう中において、まだ法律は制定をされなくても、そういうような第七航空団の司令部の位置が変わらなくとも事実上はそういうような方向に持つていくことをしておるじゃないかということを指摘しておる。この点については、顧みてあなた方はどうも説明が少ししくいなというようにお考えになるはずだと思うのですが、いかがですか。

○松野国務大臣 そう説明しやすいわけでもありません。御承知のごとく、法律事項としては、十五カ所くらいが法律事項、今度は、委任事項としている。新田原に三飛行隊を置くことによっては、基地では約二十五カ所くらいあります。したがつて、おもなる指揮命令及び所在は、十五カ所は法律事項です。しかし、委任されている政令事項は二十五カ所ありますから、これは法律と政令が同じじゃないことは、数だけでも御理解いただけます。したがつて、そうやさしいわけではありませんが、この説明はやはりできるじゃないか、政令と法律を比べてみれば。

○村山(喜)委員 それじやその問題はおきます。次に問題に移りますが、先般定員の充足率について説明がございました。最近は、海空については充足率がだいぶ向上をしておる。ところが、陸については、やはり向上はしておるけれども、十分でない。そこで、私はお尋ねをいたすのですが、今日いわゆる階級ごとにこの問題をながめていった場合には、いわゆる幹部クラスと士卒、あるいは曹クラス、そういうような充足率のそれぞれ統計がとられているであろうと思つ。それは師団別にあなた方としてはちゃんとそういう統計をお持ちであろうと思うのですが、そういうような統計をお持ちであります。しかし、やはり長期間になりますと、この問題はおのずから隊員に対する影響は甚大であると私は思います。

○大戸政府委員 手元には陸海空別の階級別の充

入っていたはずだと思ったのですが、入間のはうは幾ら整理をするのですか。入間を含めてたしか七十名でございまして、第九飛行隊の廃止と相殺いたしまして、自衛官が九百八十名、その他の職員七十五名、合計千五十五名でございます。

○村山(農)委員 千五十五名というのは、私が聞いているのは、既設の部隊のいわゆる削減があるのでしよう。それを見ているのです。あなたのおつしやる数字を聞いているわけじゃない。――どうも防衛局長は、このごろ新しくなられたので、そういうような数字の点が十分整っていないようございますが、団司令部は、入間にあるそ

の全体の第七航空団が今度百里のほうに移る。

して現在は、その団編成は千四百五十名が定員だ

とおっしゃる。千二百名がもうすでに百里のほうに移ってきてる。あとに残っているのは二百五

十名しかいない、こういうふうなかつこうにな

る。だから、これは政令事項だというので、行政

的な措置でそういう移動はできるのだとおっしゃ

るので、団司令部というのは、入間に今日形の

上では残っておつても、事実上は主たる戦力はも

う百里のほうに移つてゐるといつてもいいわけ

ですね。そういうような状態であるならば、私は、

この司令部の所在地が事実上もう移つてゐる、こ

ういうようなかつこうに受け取らざるを得ないと

思つたのですが、それじゃ差しつかえるのですか。

○島田(農)政府委員 一つの部隊を運営いたしま

す場合に、やはり団司令部、司令官以下の幕僚

と、第一線におきますところの部隊との関係がき

わめて密接でありまして、団司令部の指揮統率が

十分行なわれ、部隊の掌握が十分行なわれるとい

うことが望ましいわけでございますが、現在の団

司令部と現地におきます部隊との間が離れており

ますために、いろいろ業務運営上も支障がありま

す。そういうことで、団司令の指揮掌握のもとに

部隊としての十分なる活動を行なうという意味に

おきましては、やはり団司令と隸下部隊とが同一地にあるということがきわめて望ましいわけでござります。そういう意味におきまして、司令官の意図が、現状におきましては必ずしも直截に現地部隊にはなかなか徹底しないというふうなことも懸念されますので、今回お願いしておりますところの法律の改正案は、団司令部の所在地を入間から百里に移しまして、十分な掌握のもとに部隊の運営ができるように、こういう趣旨で提案しているわけでございます。

○村山(農)委員 その問題はもういいです。予備自衛官の充足率はどうなりますか。

○宍戸(農)政府委員 ことしの三月現在で申し上げま

すと、定員二万四千人に対しまして現員は二万三千百九十二人でございますので、充足率は九六・五%になっております。

○村山(農)委員 そうしますと、今回は予備自衛

官は三万名になるわけですね。この予備自衛官を

三万名にするというのは、第二次防衛計画の中で

は最終年度になるわけですが、三万名という計画

だったわけですか。

○島田(農)政府委員 四十年度三千名、四十一年度三千名、この両法案が通過いたしました場合に

三万名になりますが、これは第二次防の目標どお

りでございます。

○村山(農)委員 もうだんだんと時間があります

ので、まだ聞きたいことがたくさんあるのです

が、一点だけ聞いて終わります。あとはまたほか

の人もおりますので、一つだけお尋ねいたします

が、これは長官からお答え願います。

先ほど檜崎君との間で、いわゆる脅威の存在と

いう問題、能力と意図の問題、これについていろ

いろ論議がされました。そこで第三次防は、あら

ゆる戦争の侵略の形態に備えたものがあなた方と

しては考慮されているのか、それをお考えになつ

ておられる方としては三次防というものを練り上げ

てあなた方としては三次防というものを練り上げ

○受田委員 第一要素にあることにのつとて——いまジユネーブでは十八カ国の軍縮会議が行なわれているわけです。一ヶ月休んだが、また行なわれた。日本は、この軍縮を世界に提言する国として、もう一つは、核装備というものを全くするための核拡散防止の提案国となって、すなわち核の犠牲を受けた唯一の日本としては、非核武装諸国を十分合意連携をして核禁止地域を漸次拡大するという外交方針を確立して、頗るは総理や防衛廳長官が陣頭に立つていわゆる核保有国でない国々に合意連携を呼びかけるという平和外交を進める、これはやはり国の安全保障の一義的なものだと思うのですが、御所見。

○松野國務大臣 その思想においては、私も同感であります。ただ、現実問題として、その時期においては、同じような考え方を持っておりま

す。

○受田委員 それを具体的に進めていく熱意とい

うものが、私は行動の上にあらわれなければなら

ないと思うのです。日本はアメリカとの間の相互

防衛条約をあまりにも強く考え過ぎて、反対に中

共との平和的な外交、人間の交流とか、経済、文

化、産業等のいろいろな交流などをはかつて、核

保有国として強大な国家になつたところの中共に

対して、平和外交によつてこれを敵にしないで、

味方を取り入れるという作戦、これは私は大事な

ことだと思うのです。アメリカとの強い約束の前

に、中共を敵視して、これを強大な対抗国にさせ

るような手段はとるべきでない。「向こうが敵視

しているんだ」と呼ぶ者あり)それはこちらの心

がまるで直つてくると思う、主体性はこちらにあ

るわけですから。自主防衛、自主平和外交とい

う意味から積極的に中共へも働きかければ、核保有

国の大國家を融和させるための道が幾らでも開

けると思うのです。日本の非常なる熱意でもって、

これを長官もひとつ具体的に行動の上であらわし

てもわななければいかぬ。それから、いま申し上げ

たいま一つの核武装をしない国々の合意連携をはかるという考えの上に、世界各国を行脚する——

アメリカだけを防衛廳長官は從来訪問して困ったものだと思つておるので、これらの問題に取組んで、世界の国々をみずから積極的に説得して歩くというこの方針を行動の上におあらわしいたるものだけがどうか。あなたは國務大臣として、外交

も合せた国防の第一義は平和外交をおっしゃつたから、ひとつ実践の上においての御所見を……。

○松野國務大臣 御趣旨について、私は少しの異論もなければ、同じような考え方であります。た

だ、現実にこれを進める時期と方法、あるいは今日が国がとつております外交は、そういう趣旨を基本的にとつておりますが、現実にはなかなか

諸外国がそのとおり来ない。同時に、中共問題にいたしましても、相互対等、相互平等、相互同じ条件でなければ、それは国の永遠の親善というものはない。日本ばかりも責められない。お互いの

國柄において、ある程度私はまだ今日はその理想に到達しないと思つております。しかし、その方向として努力することに、少しもやぶさかではございません。

○受田委員 私は、これはやはり核保有国に対抗して非核武装の国々を合意連携する、繰り返し申し上げますけれども、そういうものを日本が提案すれば、必ずついてくると思うのです。これはや

はり佐藤内閣の中において、松野さんたちが国防の本義を外交の面に置いておられる以上は、これを積極的に閣内においても御主張に相なつて——

時期はいま非常にいい時期だと思います。これをひとつ核実験の犠牲にされた日本は、二十年のこの平和への願いを世界の国々に訴えて、提唱するという外交をきめていただく、これは憲法の第一義だと思います。時期とか方法とかおっしゃる

が、いまはいい時期だし、方法も行動の上をもつてあらわすことで解決すると思いますから、紳士としての松野さん、一つ熱烈なる火の玉となつて、私は防衛廳長官だが、平和外交の点において

第一義的に行動に移すというところでやられた第一義的に行動に移すというところです。

○受田委員 第三次防計画といふものは、昭和四十五年の安保改定の時期において、いま残つてい

るところの三万五千かの米軍が、漸次撤退していく方向で計画を進めるという方針になつております。

○受田委員 したがつて、漸次近づいていくといふその時点において、有事駐留というものが原則になつて、常事駐留が例外になるという方向へ努

ら、これは世界における英雄になると私は思います。

○松野國務大臣 御趣旨をよく体して、その時期に応じて、適当な時期には總理大臣に十分お話しするつもりであります。

○受田委員 きのう總理に話し得なかつた問題

に応じて、適当な時期には總理大臣に十分お話しするつもりであります。

○松野國務大臣 今日の安保条約は、常に大事な問題でございますが、この安保条約の中身は、双方がいわゆる共同責任において防衛体制をしくというこの形の中に、第六条の規定は、自衛隊として非常に大事な問題でございますが、日本の区域、施設を彼らに使用せしめるというこの約束は、いつも

も使用させるとも書いてなければ、必要に応じて使用させるとも書いてないわけですが、この条約の解釈は、はつきりいって、いざ事あるときには使用するという場合を含む、有事駐留を含む規定でありますと解釈してよろしいと私は思うのですが、いかがですか。

○松野國務大臣 今日の安保条約は、常時駐留といふことを原則にしております。したがつて、その原則は、解釈によつては御趣旨のようない解釈も不可能ではないという議論も今日ございます。しかし、常時駐留が原則であるこの安保条約は、常時駐留であるべきだという議論もございます。これはいろいろな研究を今日しておりますので、御趣旨のことは全然不可能だという結論を、政府はまだ出したわけではありません。といって、それ

だけでは、日本の自主防衛体制といふものは完全にはまだとてもそろわない。まだそこまでいかない手前の、幼年から少年、少年から青年に達する一つの段階を踏んでいる段階でございますので、三次防が完成すれば、日本の防衛は、自主的な防衛力からだけ批判するならば、私はまだ少し足らないのではないか、こう考えております。

○受田委員 自主防衛体制からいって、防衛廳とすれば、日米安保条約なるものが日本の防衛に関する補完的作用の意義にすぎないという解釈に立ちますか、あるいは全く対等の意義を持つものであるとお考えになりますか。

○松野國務大臣 立場においては対等な立場に立ちますが、能力がまだ対等な能力ということにはほど遠いということになります。

○受田委員 私は、日本の防衛といふものは、少なくとも自主防衛を目的にされなければ、防衛厅としての意味がないと思うのです。そのため、三次防計画なるものは、自主防衛体制に移行するための努力をされるという熱意があるからだと思っていたら、案外いまのところそういう気持ちというものは伺うことができない。昭和四十五年の改定期までに、第三次防計画が、在日米軍を漸次撤退しめる方向にあるという御結論も伺つておらないわけです。どうしてですか。

○松野國務大臣 第三次防計画が整備すれば、今日よりも自主的な防衛力といふものが増大することは事実であります。しかし、完全に到達する

ということにはまだ少し足らないと私は感じます。しかし、これは世界情勢の変化あるいは諸国の状況にもよりますけれども、今日の状況に大きな変化がない限り、自主防衛体制に近づくと思いますけれども、完全であるといふまでにはまだとても到達できないといふことが、私たち真実の姿であります。

○受田委員 したがつて、漸次近づいていくといふその時点において、有事駐留というものが原則になつて、常事駐留が例外になるという方向へ努

力をされるという形でなければ、防衛廳としてはその存在意義がない。方向としてそういう努力をされるのですか。

○松野國務大臣 自主防衛ということばがいろいろ出ますが、自主孤立防衛という国は、世界じゅうございません。自主共同防衛、自主協力防衛、自主連帯防衛という姿が、今日の自主防衛の通俗的な解釈ではないかと思います。したがって、自

主防衛ができたからといって、どの国でも孤立できるというわけではないわけで、先ほどお話しのよう、おのずから条約や平和的なお互いの外交に応じて、その防衛体制がいろいろ変わってまいります。

ただ、今日そういうことを抜きにして、各国の軍備力、防衛力というもののだけを比較いたしますと、第三次防衛計画では、日本の国を完全に守るまでに到達するには、まだ努力が今後要ると思います。

○受田委員 大臣、自主孤立防衛というものもあるとおっしゃつたけれども、これは集団防衛体制の中、国連の認めている、一時的ではあるけれども、集団防衛体制地域取りきめといふのを前提に日本の防衛を考へておられるんですか。

○松野國務大臣 国連の規定に応じて安保条約、安保条約において今日実行しております。

○受田委員 そうすると、集団自衛権といふものと個別自衛権といふものと区別をしてお考えになつておるという前提の国連憲章の解釈でござりますか。

○松野國務大臣 国連憲章の最終目的というのと現時点といふものは、同じ国連の中でも多少解釈が違います。理想を掲げているが、現時点においては、まだ各個別の自衛権といふものは必要であるという前提のもとに、私は考えておりま

す。

○受田委員 そうすると、日本は個別的自衛権しかないということですね。

○松野國務大臣 まだ日本の憲法は自衛力というものを主体にしておりますから、国連の一般的解

釈プラス日本の憲法解釈というものが必要だと、私は思つております。したがつて、両方のものが当然一致しなければならないと思つております。

○受田委員 これは議論すると非常に発展する問題であるし、時間に限りがありますから、この問題は後刻に譲ることにしますが、非常に重大な問題に発展する段階で、惜しいところでちょっとやめます。

もう一つ最後に、自衛隊の中で一つの悲劇がある。長官は胸を痛めておる。何を私が言わんとしているか、おわかりですか。言わなければわからぬですか。これは自衛隊の中で、特に航空機搭乗者の大好きな犠牲です。最近多少緩和しているけれども、自衛隊の多くの航空機搭乗者の殉職という事件は、これは国民が新聞での自衛隊機の墜落、死亡という記事を見るたびに、胸を痛めます。若い奥さん、若いおさんの生涯を思うときに、胸が暗くなるわけです。この自衛隊の航空機の事故の続発といふものは、訓練のまさか、装備の欠陥か、あるいは諸情勢の的確なる把握に事欠いたのか、人間の意思力の不足か、いろいろ要素があると思うのですが、しかし、日本の航空機の訓練は、国民の税金でこの航空機ができたという理由から、なるべく最後まで、死の瞬間まで飛行機を安全にといふ、物を大事にする思想が流れているのではないか。これはもうだめだと判断したときに、飛行機から脱出する手もある。その墜落によつて一般の善良なる市民が被害を受けないよう飛行機を落として、脱出するといふいろいろな配慮をされて、訓練されているのか。物を大事にしご過ぎて人を粗末にするということであれば、人間尊重の基本方針にもとるわけございますが、

防衛廳長官、あの若くしてゆける前途ある青年航空士が、若い家族を残してわずかの手当でこの世を去つていくことは悲劇だと御判断されると思うし、したがつて、この問題についてどう防止するかといふ熱意のほどと、いかなる指示を隊内に与えているかということと、そしてその犠牲のあらわれであると、あの措置を承ったとき知つております。これは部下を愛せられるお気持ちは、松野さんりつぱであると私は思ったのですが、

以上は、飛行はもちろん禁止しております。

○受田委員 長官の御誠意のほどはわかりました。私は、あなたが飛行訓練を何日か停止されたという、いまだかつてない措置をされたことを知つております。これは部下を愛せられるお気持ちは、松野さんりつぱであると私は思ったのですが、

以上は、飛行はもちろん禁止しております。この問題は、赤信号を立てて、脱出命令を地上から命令を出し、人命尊重の見地から、二日間という貴重な訓練を停止した部隊も実はございます。指導におきましては、人命を第一に、脱出、これを常に命じております。したがつて、今日は、危険状態の際には赤信号を立てて、脱出命令を地上から命令を出し、それでもなおかつ隊員は何とかして自分の愛機を救おうといふので、命令を聞かずにしておられます。それでは、命を落とした例も近々ございます。この問題は、受田さんから言われると、防衛廳長官として一番きついことであります。最善のことは、私の在任中、もちろん先輩もそうですが、人命尊重にはあらゆることをしております。といって、飛行機が悪い、古い飛行機を飛ばしているわけじゃありません。規定の時間

いう数字もお示しただけで、さらにおう一つこれに追加質問をさせていただきます。

○松野國務大臣 私が大臣になりましたから、昨年中に、実は二十八名の殉職者を出したしました。ことになります。したがつて、その問題につきましては、全隊員に対する精神の統一、整備員の訓練、それから訓練指導者、責任者から人命尊重の指導理念……

事故が起りますと、その部隊には必ず再検討を命じております。ある場合には、訓練も大事だが、人命尊重の見地から、二日間という貴重な訓練を停止した部隊も実はございます。指導におきましては、人命を第一に、脱出、これを常に命じております。したがつて、今日は、危険状態の際には赤信号を立てて、脱出命令を地上から命令を出し、それでもなおかつ隊員は何とかして自分の愛機を救おうといふので、命令を聞かずにしておられます。それでは、命を落とした例も近々ございます。この問題は、受田さんから言われると、防衛廳長官として一番きついことであります。最善のことは、私の在任中、もちろん先輩もそうですが、人命尊重にはあらゆることをしております。といって、飛行機が悪い、古い飛行機を飛ばしているわけじゃありません。規定の時間には赤信号を立てて、脱出命令を地上から命令を出し、それでもなおかつ隊員は何とかして自分の愛機を救おうといふので、命令を聞かずにしておられます。それでは、命を落とした例も近々ございます。この問題は、受田さんから言われると、防衛廳長官として一番きついことであります。最善のことは、私の在任中、もちろん先輩もそうですが、人命尊重にはあらゆることをしております。といって、飛行機が悪い、古い飛行機を飛ばしているわけじゃありません。規定の時間には赤信号を立てて、脱出命令を地上から命令を出し、それでもなおかつ隊員は何とかして自分の愛機を救おうといふので、命令を聞かずにしておられます。それでは、命を落とした例も近々ございます。この問題は、受田さんから言われると、防衛廳長官として一番きついことであります。最善のことは、私の在任中、もちろん先輩もそうですが、人命尊重にはあらゆることをしております。といって、飛行機が悪い、古い飛行機を飛ばしているわけじゃありません。規定の時間には赤信号を立てて、脱出命令を地上から命令を出し、それでもなおかつ隊員は何とかして自分の愛機を救おうといふので、命令を聞かずにしておられます。それでは、命を落とした例も近々ございます。この問題は、受田さんから

てもいい。もし許されるならば、他のいろいろな法規で殉職者に対する措置がされているのを数倍する、公務で、しかも訓練で、人命を軽視して国民の愛機を守ろうとするこの気持ちに対しても、特別補償規定を設けても私はいいと思うのです。その意味で、人命を尊重する措置に出で、全隊員にその意味を十分徹底させるという御措置をされています。

○宍戸政府委員 航空機の殉職のありました場合には、一般公務員と同様に、災害補償、退職年金あるいは一時退職金というふうな、一般公務員が災害を受けた場合にもらうものと同じものは当然もらいます。それ以外に特別のものといたしましては、ジェット機で殉職した場合には百五十万円を限度として特別弔慰金を、それからジェット機以外の航空機の場合には百万円を限度として賞恤金を授与されることになっております。特別な制度として、賞恤金と特別弔慰金との二つでございます。

○受田委員 それを合計しても二百万か、三百万ないのですね。二百五十万どまりです。それでその若い人の将来は、もう家族はそれで運命づけられるのです。私は、防衛大学の卒業式にはたいていの場所参加させていただいておる。野党議員としてこれに参加することを強く希望しているのは、あの卒業生の若くしてたくましい奉仕の意欲です。このきれいな、純粋な気持ちに打たれたときに、特に航空自衛隊に属する皆さん、この中からまた一年か二年かの後に何人かの犠牲者が出るのではないかということを思うときに、非常に胸が痛むのでございますが、ひとつ今後の遭遇の点でもう少し優遇してあげる、若い奥さんが子供をかかえて生涯を生き抜くところの、もう少し高額の特別弔慰金制度などを設けられても、私も社会党の皆さんも十分共鳴してあげます。この点を十分善処されることを希望しておきます。長

官としてひとつこの処遇についての御決意を伺いたいと思います。

○松野國務大臣

私も、ぜひひとつ近い機会に、与野党を通じてこの問題については超党派的に、人命問題、職務における殉職という問題でお願いするつもりでおります。

○受田委員長

大出俊君。

○大出委員

本論に入りますと何時間かかるかわからぬことになりますので、冒頭にきわめて事務的なことなのですが、しかし、横浜市民ないしは神奈川県民がずいぶん長いこと待望をし、かつ苦心をして進めてきた問題がありまして、ようやく何とかなるやに思つてやさきに、どうもちよと簡単にいきそうまく見られる状況が出てきておりまして、この点について三点ばかり冒頭に承つておきたいのであります。

その一つは、全国一の基地県、特に横浜市のまん中にあります本牧の一戸住宅地の移転の問題に關してでございますが、それがここ三年ばかり、三十九年二千万ばかりの現況確認調査費といふことがつきまして、さらに四十年度で移転先調査費ということで一千四百万組まれたわけであります。

が、いろいろな諸君の御努力によりまして、本年はようやく一般歳出予算から二億円、それから国庫債務負担行為という形で三十億円という額が計上をされまして、どうやらこれで、港の背後地として、にっちもさっちもいかない路面交通をかかえて、かつそこだけが住宅地になつておりますために発展が阻害されているということ、また旧地主がたいへん苦心をしているということ、こういう中で、やつと何とかなるわいということになつたのですが、さてさっぱりそれから先進展をしそうもない、こういう状態なのです。私は、これは防衛庁の皆さんに非常に大きな責任があると思うわけなのであります。今日ただいまどうなつているのかという点を、まず簡単に御答弁をいただきたい。

まして、特に地元の強く要望されておりますのは旧海浜住宅四百二十九戸、約四百三十戸だと思ひます。これをどこかへ持つていつてほしい、そのことは、横浜市の港湾計画と非常に重要な関係がある、こういうことで、ただいま先生がおっしゃいましたように、一部の用地買収及び調査費、測量費等を含みまして二億円の予算がつき、そのほかに国庫債務負担行為の額として三十億、

こういふものが計上され得るわけでございます。これを控えまして、私どもは米軍とまず交渉を詰めております。かなり交渉は詰まつたものと存しておりますが、現在におきまして問題になつております二、三の点がござります。それは第一、移転先の問題であります。これをどこへ移転させるか。それから第二に、日本側といたしましては、一挙にばく大な費用を計上いたすことは困難でございますので、旧海浜一号地だけを移転したいというふうに考えておりますが、米側としては、この住宅を山手住宅の一部を抱き合わせて、それを移転させることでいま交渉しておる

のが、第二点でございます。

それから、これははなはだ奇妙なことでござりますが、彼らは二階建て以下のものをつくつてほしい。表現といたしましては、移転先地に、すでに存在する住宅に似たようなものをつくつてくれという言い方をしておるわけでございまして、すばり申し上げますと、そういうことになります。したがいまして、そういう点を現在最終的に詰めておるという段階に立ち至つております。

○大出委員

これは四百二十九世帯以外に、山手住宅が二百四十戸ばかりありますね。二百四十世帯。それを、これは旧来の経緯がありまして、一部この際これと一緒に移転をしろ、こういうことを米側が言つておる。これはどうも防衛庁御存じで、対大蔵省という関係でお出しになつていません。ひつかりになつておるよう思うわけなのです。が、そらのところと、それからもう一点、時間をかけぬよう承つておきたいのですが、一般歳

出二億円の中に七千五百万くらいの土地の買収費が入つておりますね。これは買収するとなると、買収される地域、これも大都市なんですから、おそらくまた大反対が起つてあります。だから、私は事を進めるにあたつては、七千五百万円

の土地買収費はありますけれども、これはあきらめでいただきたい。そうしないと、ここでも何年かかるかわからぬ反対運動が起つて、そこで、その点を明確にしていただきたいということと、それからもう一つ、国庫債務負担行為三十億、これは財政法十五条との関連だと思いますけれども、いまの見通しからいつ押し詰まつてきておりますから、一体これはどうしようもないという

ことになつたら、どういうことになりますか。こ

のところを三点、あわせて承つておきたい。○財満政府委員 山手住宅につきましては、私どもとしては、さしあたり横浜市の計画に直接の影響がございませんので、何とかこれはがまんさせることでやりたい。

それから、土地の買収の問題でございますが、これは移転先地をある場所を予想いたしまして、そのところで約三千坪ばかり買収したいといふことで考えておつたわけでござりますが、いま先生おっしゃいましたように、やはり簡単にはまいらないような情勢でござります。したがいまして、これは土地買収をあきらめる、あきらめないと、題とは別に、移転先地の問題について、さらには、いまおっしゃるように住宅公団なら住宅公団でござりますが、住宅公団あたりに建ててもらつて、そして交換するという方法はないかというふうに検討しております。

○大出委員

建築交換方式なんですから、建築して交換する、これが三十億の債務負担行為の内容なんです。そうすると、これも確認しておきたいのですが、いま横浜市は御存じのように金がないのです。したがつて、苦心惨憺としているわけです。きょうも市会の本会議が開かれて、そこでいろいろ問題になつてゐるわけで、そのところは、いまおっしゃるように住宅公団なら住宅公団に――これは市が金がないというのは、大量接収地が市の人々の中にあるからそのので、そこをお考え願つて、その方式をぜひひとつ、いま検討をいたしたいと存じておりますが、かりにこれができるないといったまますと、もう一度組み直すといふことを考えてみたいと思っております。

第三に、国庫債務負担行為の点につきましては、私ども極力努力いたしまして、今年度内に契約をいたしたいと存じておりますが、かりにこれができるないといったまますと、もう一度組み直すといふこと以外にはなろうかと思ひます。

度も陳情しているのです。ですから、こういう問題は、せつかくここまで来たんだから、市にそんなに負担云々ではなくて――質問書もこれは出ているのだが、あなた方から回答がないのだが、したがつて、やはり国が基地内に建てるなら建てて、そうしてこうこうするというやり方、分け方、進め方を何としてもしていただきたい。そこには進展いたしません。そのところをあなたの方

が入つておりますね。これは買収するとなると、買収される地域、これも大都市なんですから、おそらくまた大反対が起つてあります。だから、私は事を進めるにあたつては、七千五百万円

の土地買収費はありますけれども、これはあきらめでいただきたい。そうしないと、ここでも何

年かかるかわからぬ反対運動が起つて、そこで、その点を明確にしていただきたいということと、それからもう一つ、国庫債務負担行為三十億、これは財政法十五条との関連だと思いますけれども、いまの見通しからいつ押し詰まつてきておりますから、一体これはどうしようもないという

ことになつたら、どういうことになりますか。こ

のところを三点、あわせて承つておきたい。

○財満政府委員 私どもは、建築交換をいたしました。横浜市に建てていただき交換いたしたい。

ただ、横浜市としてそれが非常に困難であるといふ場合に、別途これはただいま検討しておる段階でございますが、たとえば住宅公団――たとえば

でございますが、住宅公団あたりに建ててもらつて、そして交換するという方法はないかというふうに検討しております。

○大出委員 建築交換方式なんですから、建築して交換する、これが三十億の債務負担行為の内容なんです。そうすると、これも確認しておきたいのですが、いま横浜市は御存じのように金がないのです。したがつて、苦心惨憺としているわけです。きょうも市会の本会議が開かれて、そこでいろいろ問題になつてゐるわけで、そのところは、いまおっしゃるように住宅公団なら住宅公団に――これは市が金がないというのは、大量接収地が市の人々の中にあるからそのので、そこをお考え願つて、その方式をぜひひとつ、いま検討をいたしたいと存じておりますが、かりにこれができるないといったまますと、もう一度組み直すといふことを考えてみたいと思っております。

○財満政府委員 この問題で、これは最後ですが、この横浜市は、今までにこうした基地があるため、接收されているというために、二千数百億と

いふ損害をこうむつておるという、学者その他の評価がされているわけですよ。これは防衛庁に何いたしたいと思っております。

○大出委員 次の問題ですが、これは簡単にお答えいただきたいのですが、富岡の弾薬陸揚げ場の米軍接收地ですが、強襲陸揚げ場の前に八区埋め立てという埋め立て地をつくることになつております。これは一点だけ聞いておきたいのです。先般私が防衛施設周辺整備法の問題で承ったときに、アメリカとの合同委員会の中に港湾部会がござりますけれども、ここで話し合いかつて、それで運輸省の港湾局と大蔵省国有財産局と横浜市という形で進めてけつこうだ、こういう話があつておるわけで、そのとおりに手を打ちましていま進んでおりますけれども、大蔵省側から特に私が念を押されておりますのは、港湾部会でさまたかからといってそれでおろしいといふふうに進めた場合に、いま海の中を埋めるわけで、埋めてでき上がつたところと交換するわけです。片方は国有財産と、埋め立てた市の土地を交換する。その場合に、合同委員会のほうで人がかわつたりなんかして、合同委員会のてっぴんのところをひつお答え願いたい。

○財満政府委員 港湾部会の中には、その上部機構である施設特別委員会の米側のメンバーも入っております。なお、合同委員会に出席する米側の委員も、この施設特別委員会のメンバーでござります。したがいまして、港湾部会がそれを決定的に承認いたしました場合、内部的には事情が通じていると思います。したがって、従来そのような下のほうできまつて上できまらなかつたといふ慣例はございませんので、たぶん下で、されば、そのようにしり上がりにいくものと存じます。

○大出委員

事務的な点の最後ですが、横浜には

例の四ヵ所の高射砲陣地がございまして、これは前におれが防衛廳長官その他に——福田さんのときですか、質問したときに、こんな時代おくれのものであります。これが何時間かかるかわかりませんが……。

○伊能委員 ただいま審議中の防衛廳設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案、内閣提出第一五号及び同法案内閣提出第三七号は、この際質疑を打ち切り、直ちに採決されんことを望みます。動議を提出いたします。

〔発言する者多し〕

○木村委員長 ただいまの伊能繁次郎君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木村委員長 起立多數、両案に対する質疑は終了いたしました。

○木村委員長 討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

内閣提出第一五号、防衛廳、自衛隊法改正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木村委員長 起立多數、原案のとおり可決いたしました。

次に、内閣提出第三七号、防衛廳、自衛隊法改正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木村委員長 起立多數、よって、本案は可決されました。

委員会報告書の作成につきましては、委員長一任に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木村委員長 起立多數、よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○木村委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後七時二十二分散会